

平成26年第1回太子町議会定例会（第448回町議会）会議録（第2日）

平成26年3月4日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 請願第6号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める請願
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 請願第6号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める請願
- 2 一般質問

会議に出席した議員

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	服 部 千 秋
13番	中 井 政 喜	14番	佐 野 芳 彦
15番	井 村 淳 子	16番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽 一 郎
書 記	首 藤 智 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一

（開議 午前9時59分）

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

平成26年第1回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 請願第6号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める請願

○議長（橋本恭子） 日程第1、請願第6号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める請願を議題とします。

ただいま上程中の請願第6号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願付託表のとおり経済建設常任委員会に審査を付託します。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（橋本恭子） 日程第2、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のために申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快をお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 3番藤澤元之介、通告に従いまして一般質問を行います。

まず1点目ですけれども、住宅用太陽光発電システムの設置の補助金について。

太陽光発電導入量の飛躍的な拡大のために、国は一般住宅への太陽光発電システム設置を支援しています。「住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業」は、経済産業省が定めた住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金造成事業費補助金交付要綱に基づいて募集が行われています。そこで、お伺いをいたします。

地球温暖化防止に寄与し、町内の住宅用太陽光発電システム導入を促進するための資金の一部を補助する計画はあるのか。また、あるのであれば、幾らぐらいの設置補助金を想定され、予算化されているのか。今回既に予算化されている500万円につき、町独自のプラスアルファの内容が盛り込まれているのか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 失礼します。

本町におきましては、住宅用太陽光発電システムの普及促進を図り、循環型社会の構築に向けた町民意識の高揚と環境に優しい町民生活の実現に向け、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業を平成26年度より実施いたします。

補助金といたしましては、国、経済産業省が住宅用太陽光発電システムの導入に対する

補助金の受け付けを平成26年3月31日で終了するという報道が昨年11月に発表されているところでもあり、また近年の工事費が安価になっていること及び近隣市町の補助金を参考といたしまして、太陽電池出力1キロワット当たり1万5,000円とし、上限を4キロワット6万円とするものでございます。平成26年度予算といたしまして、住宅用太陽光発電システム設置補助金として500万円を計上し、約90件の助成を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 拡大解釈ではないんですけども、太陽光発電を含めた環境に優しいまちづくりとして、持続可能なスマートタウンを目指し、低炭素社会の構築が必要と思われませんが、エネルギーの効率的な理由や町民生活の……。

○議長（橋本恭子） 済みません、質問中ですが、マイクの調子を見ますのでちょっとお待ちください。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時04分）

（再開 午前10時06分）

○議長（橋本恭子） それでは、再開します。

それでは、続けてください。

藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 もとへ戻りますけれども、太陽光発電を含めた環境に優しいまちづくりとして、持続可能なスマートタウンを目指し、低炭素社会の構築が必要と思われませんが、エネルギーの効率的利用や町民生活の利便性の向上、安全・安心の確保を目指す取り組みとして近い将来スマートコミュニティを構築していくような構想があるのかも伺いをいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） スマートコミュニティは、情報通信技術、ICT、これを活用しながら、再生可能エネルギーの地産地消を実現し、地域での一括管理により効果的

にエネルギーが利用できるようになり、社会全体のスマート化を目指すものと認識しております。現在このスマートコミュニティの実証実験が、経済産業省の支援もあり、全国各地の自治体で始まっております。

本町におけるスマートコミュニティ構想につきましては、先進的に取り組まれている自治体を将来構想として注視はしておりますが、現在のところ具体的な構築の考えはございません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 わかりました。

太陽光を含めて、ぜひとも普及拡大のために、積極的に継続したPRをあらゆる手段でお願いをしたいと思います。

2点目の預かり保育の実施についてお伺いをいたします。

2005年度では全国の約7割の幼稚園で実施されており、太子町も実施されていますが、2004年12月に決定された「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）においても、保育のニーズの多様化に対応する措置として重視されております。育児と仕事を両立しなければならないお母さんのニーズで、今一番切実に悩んでいる問題でもあり、子育てにも大きく寄与することができる保育所での預かり保育の拡大支援策についてお伺いをいたします。

1点目、就労者以外の利用制限を撤廃し、復職や再就職、あるいは多様な働き方を可能にする環境を整備するお考えがあるのか伺います。

2点目、福祉文教常任委員会の提言でも重複しますが、保育時間の延長として、現行午後6時までを午後6時30分まで30分延長し、保護者の通勤や通院など、日常生活を送る上でさらなる支援サービスを図れないか、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） まず、御質問

の1点目でございますが、現在認可保育所では正社員としてフルタイムで働く保護者が優先的に利用できる仕組みとなっておりますが、政府の子ども・子育て会議において、2015年度から始まります新たな子育て支援制度で、認可保育所を利用できる対象者をフルタイム勤務だけではなく、求職中やパートタイム、在宅勤務など、多様な勤務をされている保護者にも利用できるような利用基準を緩和し、幅広く受け入れるようにする方針を示しております。

この内容につきましては、本町でも4月から本格的に審議が始まります太子町子ども・子育て会議においても、ニーズ調査結果とともに検討されるものと考えております。

次に、2点目でございます。

保育時間の延長につきましては、本町におきましても以前から検討を行っている課題でございます。この課題におきましても、今後子ども・子育て会議において、審議をお願いしたいと考えております。ちなみに、現在検討中の内容としましては、午前7時から午後7時までというふうな範囲で検討をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 わかりました。

追加というか、女性の社会進出が少子化につながるの見方はまだまだ根強いんですけども、女性の就業率が高い、例えば北欧諸国などでは出生率は高く、仕事と育児の両立支援策が整えば問題はないと思いますし、社会的な戦力復帰につながるよう、これからどう知恵を絞るか試されていると思います。多くの選択肢を設けることが必要と思われませんが、さらなるこれ以上の支援策の拡充について、将来的な部分も含めて、ニーズ調査という形もありますけども、現行お考えがあるのかお伺いをいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 仕事と育児の両立についてでございますが、まず職場にお

ける事業主による支援策と子育て、保育の環境を整える行政による支援策が必要であります。先ほども申しました2015年度から始まります新たな子ども・子育て支援新制度では、地域における子ども・子育てに関するさまざまなニーズに応えることができるよう、国が13の事業を位置づけております。その中には本町がまだ取り組んでいない、先ほどの延長保育事業、また病児・病後児の保育事業、またファミリー・サポート・センター事業などがございますが、これらの事業につきましては、今後太子町子ども・子育て会議におきまして、導入についての審議をお願いすることとしておりますので、御理解のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 わかりました。

引き続きまして、3点目に入ります。

柳池総合公園の充実についてでございます。

2年後の2016年に全体的に完成する予定である柳池総合公園は、町民はもとより、地域住民の憩いの場、交流の場、文化・体育活動の場として、利用の増進を図り、地域住民の心身の発達、福祉の向上と健全なまちづくりの推進に寄与しているすばらしい施設であります。しかし、維持管理費等の問題で利用者ニーズに遅れをとり、利用者数が伸び悩んでいるのも事実であり、利用規則等に縛られず、町民に存分に使っていただくような対応が必要だと思えます。

○議長（橋本恭子） ちょっと済みません。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時13分）

（再開 午前10時14分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 もとへ。

利用規則等に縛られ過ぎずに、町民に存分に使っていただくような対応が必要だと思えます。

そこで、以前から強い要望のあったテニスコートの夜間照明を設置する計画はないのか。また、費用の問題であれば、町内外を問わずに多くの方にたくさん利用していただき、その結果使用料も必然的に伸びていく。適切妥当な使用料の増額であれば、あれだけ立派な総合公園ですから、利用者の理解も得られるのではないのでしょうか。そこで、運営や維持管理費のあり方についてもあわせてお伺いをいたします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 藤澤議員から、テニスコートの夜間照明の設置計画と、2点目の運営や維持管理費のあり方の2点につきまして答弁をさせていただきます。

まず、1つ目です。

総合公園は、議員お尋ねのとおり、多くの町民の皆さんに御利用いただくとともに、体育施設としては、陸上競技では3種公認の施設として西播磨地域一円の競技者の利用や記録判定を支えています。テニスでは全天候型で6面のコートが1カ所に配置されており、利用者からは一定の評価をいただいております。年間の利用者では、平成24年度の実績で、陸上競技場は2万4,116人、テニスコートは1万2,709人です。これは、使用料を払われた対象の競技者数です。

現在総合公園は、経済建設部街づくり課によって、年度ごとの財政状況と整合させつつ、計画的に整備事業を進めております。今後は多目的芝生広場——これは現在の町民グラウンドの部分ですが——や公園内の園路、周囲の道路の整備等々が予定されて、続いて現体育館のあり方も含めて整備構想が検討されております。その際には、現計画では平成29年度に多目的芝生広場、現在の町民グラウンドとテニスコートに夜間照明設備の設置工事が予定されております。計画どおり工事が進捗しますと、平成30年度からの利用が可能となる見込みです。これら工事が順調に進んでいくためには国からの助成が不可欠でございますので、国との調整に努めてまいりたい

と考えております。

続きまして、2点目です。

総合公園の体育施設である陸上競技場、テニスコートは、隣接の町民グラウンドを含めて、土曜日、日曜日、祝日には多くの方に御利用いただいておりますが、平日の利用といえますと、勤務や学校の関係で、さほど多くはないというのが現状でございます。総合公園の体育施設の年間管理費用は、平成23年度の決算で2,177万円、24年度の決算で2,198万円ということで、平年度のベースでいいますと約2,200万円となっております。それに対する使用料の収入といえますと、24年度決算で、この3施設を合わせて296万円となっております。

議員お尋ねのとおり、町民の皆さんが大会、記録会、練習などで利用されるのはこれらの施設の設置目的に合致しているわけですが、管理経費と受益者負担の差が大きく、特に陸上競技場におきましては乖離が顕著になってございます。したがって、議員御指摘のとおり、陸上競技場の芝生部分のインフィールド使用基準を見直しし、利用者の要望に応じていくとともに、これら体育施設の利用者数や使用料収入の増加に努めたいと考えております。

さらに、先ほど述べましたとおり、改修や整備が終わり、施設の環境が向上した際には、受益者負担の考え方により、その都度、その都度使用料自体につきましても利用者の方々の理解が得られる適切な額に見直しをしたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 わかりました。

先ほどおっしゃられた利用規制に縛られ使用ができない陸上競技場のインフィールド部分、芝生の部分なんですけども、できれば新たな具体的な改善策があるのかお伺いをいたします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 平成26年4月1日

からの新しいインフィールド、芝生部分の使用基準を現在規則化するように体育館のほうでは進めておりますが、主な内容は、現在は大人のサッカーについては使用できない状態になっております。けれども、この4月から、大人も練習や大会に使用できるよう使用基準を変更しました。冬場の11月から3月は芝生養生期間として正規の大会以外での使用はできませんけれども、それ以外の期間につきましては、可能な限り使用をしていただきたいというふうに、前向きに改正をしたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 わかりました。

最後になりますけども、未来の太子町の姿をしっかりと見据えられるよう、やらずにおれないようなどきどきわくわくする夢を語って、目標を示し、何のために執行するのかというのを本気で伝えていただければ、きっとよい筋道が見えてくると信じております。ともにその思いと期待を込め、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 以上で藤澤元之介議員の一般質問は終わりました。

次、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 4番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず大きく1問目ですが、高等学校の学区拡大についてということ、平成27年度入試より全日制普通科公立高等学校の新通学区域が見直しとなり、西播学区8校と姫路、福崎学区12校が統一されて、新たに20校の播磨西学区に拡大することになっている。その学区再編が初めて適用される平成27年度高等学校入学選抜試験が1年後に迫っていることを踏まえ、次の質問をします。

まず1つ目、学区再編により太子町内の生徒に与える影響をどのように捉えているか。

2つ目、学区見直しによって新たに生じる課題と生徒、保護者への説明等を含めた課題

解決に向けた取り組みについてお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 2点質問を受けましたので、お答えさせていただきます。

1点目は、生徒に与える影響と、2点目のその課題解決に向けた取り組みということにお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、来年度より通学区域が広がっていきます。通学区域の設定は、個々の公立学校に就学すべき生徒の範囲を生徒の住所地により定めた地域区分であり、兵庫県では、昭和24年以降、高等学校教育の普及と機会の均等を図るために設けられているものですが、生徒数や高校進学率の変化、経済状況の変化、交通機関のインフラ整備の進展や生活圏の拡大、生徒や保護者の個性や適正に応じて学校を自由に選びたいといった意識の高まりなど、教育を取り巻く環境が大きく変化してきており、これらの変化に対応するために通学区域を拡大する見通しが行われるものであると認識しています。

現在の太子町における通学区域である西播学区は、生活圏や文化圏、交通機関のつながりなどから、姫路、福崎学区を統合されることにより選択できる高校数が質的に増えることで、これまで以上に生徒それぞれの個性や能力、興味や関心等に応じた学校選択ができること、またこれまで隣接の姫路市の近くに住みながら受験することができなかった高校への志願が可能になることなど、生徒に与える影響は大きなものがあると考えております。いずれにしても、学びたいことが学べる学校を選び、生徒の可能性を最大限に伸ばす観点から、進路指導を進めていく必要があると考えているところでございます。

続きまして、その課題に向けての取り組みですが、現在の通学区域が、約半世紀の間、地域で定着している制度であることを踏まえると、受験生や保護者の学区拡大に対する不安を解消していくことが一番の課題であろうと考えております。

1番としまして、従来進学できた学校に希望が集まり、近くの学校に進学できなくなるのではないかとということが考えられます。2番、特定の学校に志願が集中し、一方で定員割れの学校が出てくるのではないかなという課題があります。3点目、学校が序列化し、受験戦争が激化するのではないかなという課題があります。4点目、遠距離通学を余儀なくされるのではないかと。そして5点目、学校数が多くなり、丁寧な中学校の進路指導が困難になるのではないかとというふうなことが、学区見直しにより不安や懸念の声を聞いております。

中学校における進路指導において、生徒が夢や希望を持ち、将来の目標の達成に必要な知識や技術を身につけ、またみずからの意思と責任で主体的に進路を選択し決定できる能力や態度を育むことができるよう指導することが重要です。

したがって、管理職や進路指導担当教員、学級担任を中心とする全ての教職員の共通の理解のもとに、1、生徒の能力、適性、興味、関心や将来の進路希望に基づき、きめ細かな進路相談や進路情報の提供を行っていきます。2番、生徒一人一人の学習到達度の分析、検討を行っていきます。3番、特色あるカリキュラムや卒業後の進路状況との的確な情報収集を行ってまいりますなど、これまでよりさらに早期かつ丁寧に進めていくことが求められており、東西両中学校では、学区再編による変更点の説明や理解のために、今年2月に学年懇談会において保護者や生徒を対象に説明会を実施しており、新学期以降も随時説明会を開催し、情報提供等を行う予定でございます。

また、昨年11月には、新通学区域の円滑な導入に向けて、第4学区における中学校、高等学校の連絡方法及びオープンハイスクールや高校説明会の効果的な開催方法を検討することを目的に、中高連絡会及び担当者会が設置されており、協議を行っているところでございます。

今後とも、太子町の子供たちが自立し、志を抱いて、みずから夢の実現に向け自己の可能性を切り開く、生きる力を培う教育を推進し、進路に対する目的意識の高揚や学習意欲の向上を図ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時30分）

（再開 午前10時32分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

首藤佳隆議員、続けてください。

○首藤佳隆議員 丁寧な答弁でわかりやすかったと思います。

何点か確認を含めて再質問させていただきますが、まず西播学区の全日制普通科の8校のうち、実際に太子町内の生徒が通っているか通える範囲っていうんですか、龍野高校、相生高校、赤穂高校、上郡高校。そのほかはやっぱ遠いのかなと、少ない人数になってるんだと思います。あと、総合学科制を引いている太子高校を含めた5校に進学している場合がほとんどだと思います。

姫路、福崎学区の全日制普通科が12校ということですが、その中でも姫路別所高校、福崎高校、神崎高校、夢前高校、家島高校の5校はかなり遠くて、通学できる範囲からは除外するしかないと思うんで、実際には範囲内にある高校は、姫路西、姫路南、網干、姫路飾西の県立の4校にプラスして、姫路、琴丘、飾磨の市立の3校、全県学区の姫路東高校の8校で、5校と8校で13校っていうふうなことになるんだと思うんですが、教育委員会としてはその通学可能な高校はどういった判断をされてるんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 距離とか時間等は、例えば太子東中学校では夏休みに1年生を対象に子供たちに地図落としをしまして、例えば福崎高校が出ましたんですけども、福崎高校に自分の家から行くにはどのようなルートを通って行くのがいいのか、そして時間はど

のぐらいかかるのか、そしてその学校に行っただけで自分が目指す進路の希望に合っているのかどうかを高等学校調べというような課題を与えて、みずからがそのようなことを調べつつ、自分の通える範囲を自分で判断するというようなことを指導しております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時36分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本当は一般質問席で質問、答弁をしていただくわけですが、マイクの調子が悪いため自席できょうはさせていただきますと思います。

それでは、首藤佳隆議員、質問を続けてください。

○首藤佳隆議員 とてもよい取り組みをされてると思いますんで、今後も1年生、2年生含めて、子供たちがみずから選べる高校ということ意識できるような指導をお願いしたいと思います。

あと、教育長の答弁のほうで、いろいろと不安の解消についてのことも説明あったわけですけども、特定の学校に集中するとか丁寧な進路指導が困難になるんじゃないかっていうことが、生徒も保護者の方も不安っていうんですか、やはりあると思います。先ほど西、東中学校に、2月ですか、学年懇談会で説明のほうもされたっていうことですが、簡単に結構ですが、どういった内容で説明のほう開かれてるんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 県の資料並びに、今先ほど言わせていただいたように、中高連絡等で高等学校側から出されてきた資料等を配布しながら、それも一遍では済みませんので、私のところの手元にある資料では、5回進路希望調査を行い、そして3回の進路相談を年度に行っております。その中で質問を受けながら、丁寧に個人に合うような答弁をさせていただいてると聞いております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 数多くの進路相談等もされたってことですが、現在の中学校2年生、実際に1年後に受験する2年生ですけども、2年生に対する現段階の進路調査とか、そういったことはされておるのでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 現在の子供にとって、2年時ではまだ進路を決めるようなアンケート等はとっておりません。ただし、今言わせていただいたように、学区が変更するというような情報を随時流しながら、子供に選択しやすいような環境はつくっております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 実際に1年後に受験する現在の2年生を含め、1年生も含めですけども、どういった高校に進学したいのかなって希望を学校のほうも早目に情報をつかんでおくということが必要だと思っておりますので、その辺スケジュール等も考えていただいて、子供たちが不安にならないようにお願いしたいと思います。

また、先ほど新たな課題ってということで、県の事前調査の資料なんかも拝見すると、同じような保護者の方からの声が上がっておりました。また、この兵庫県議会の冒頭の井戸知事の施政方針で、何か高校のほうもインスパイア・ハイスクール事業を全校で展開するとかっていうふうな、特色ある高校づくりってことで施政方針されておりました。そういったことの情報も含めて、生徒、保護者の不安がないように、どんどんどんどん高校の入試制度も変わってきておりますので、そういったことの説明、情報が素早く生徒に伝わっていくようにお願いしたいと思いますので、その辺のことだけ再確認で。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） オープンハイスクール等で高校側のほうから、自分が行きたい学校に訪問し、そのところは、太子高校と網干

高校、姫路南、龍野高校等々は校風が全て違いますので、自分が行きたい学校を訪問し、資料等々を集め、十分な選択する時間を与えて、子供たちに迷いがないようにしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 私も過去の仕事の経験上から、この辺にある西播学区とか姫路学区のそこそこ大きな学習塾さんのほうにも情報をお伺いいたしました。どうも揖龍地区の生徒のうち30%ぐらいが姫路の高校に行きたいんだということを現在の中2の子供たちが言ってるそうでございます。その辺を含めて、太子高校のほうも総合学科制っていうことをひかれておったりして、なかなか将来の夢を確実に持つてる子供たち、専門職につきたい子供が——昔は龍野実業高校っていい高校あったんですけども、今ちょっと北高校で遠くなってしまいました。行く子も少なくなって、姫路工業とか姫路商業、専門的な夢を持つてる子供たちはすんなりとそちらのほうに行ってるという様子をうかがいました。

また、現在の中2の子、大学に行きたいなっていうふうな意識を持つてるお子様は、どうやら姫路南とか網干高校にすごい人気があるところ集まっていると聞いております。姫路南高校ってのがイオンに近いとかということで、どうもファッション的なこと、ブランド的なことで、姫路南を今希望してる生徒が多いような気配です。あと、姫路駅をどうしても利用したいんだっていう子供が多いようです。ということは、相生高校とか赤穂高校、西を向いて行きたいっていう子供が減ってるっていうふうなことを聞いております。

そういったことも含めて、子供たちが——先ほど教育長のほうもみずから選ぶっていう自立論の体制、そういったものを育ていけるような進路指導ってことをおっしゃってましたので、その辺をお願いしたいと思います。

この高校学区に関しての最後になりますけれども、現在揖龍地区と姫路学区では英語の教科書が違ったりしとります。また、いろんな教育環境、ICT教育であるとかそういったところも、揖龍学区と姫路学区、都会の子とは若干違うことなんかも出てくると思います。そういったことも含めて、今後姫路のほうの状況も——教育環境のほうも含めて、姫路に負けないような子供たちを育てていていただきたいと思っておりますので、その辺の今後の方針だけお聞かせください。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 教科書採択は、各教科、数学、英語、理科等々の教科担当者がおります。各担当が、西播学区、播磨西学区というんですけども、西播学区と姫路西学区とでは教科書が違います。その違う理由としましては、以前から、播磨西、要するに太子から西側になるわけでございますが、転校等々で事前に今までは教科書を買っていた時代がある。けれども、それが転校すれば、非常に教科書というのは9教科ございまして高うございまして、同じ教科書ですれば、その費用がかさまなくて済むんじゃないかなというような発想のもとで、播磨西地域は教科担当が集まりまして、同じ教科書を使っております。同様なことで、姫路、福崎学区もそのような意味で使っております。

ただし、教科書の内容につきましては、その地元、その地域の力に合った子供が使えば、より効果があるものだというようなことで、教科担任が集まり、けんけんがくがくの議論を重ねまして、教科書を採択しているところでございます。数字だけの学力が上がるんじゃないで、太子西中の——この資料を見ましたら、人格の上に能力が乗っかってるとい、まず人格形成をし、そしてそこに能力をつけ加えていく。そして、総合的な人格形成をつくった立派な人間性、社会性を持った人間をつくっていくのが教育の目的だと私も考えております。そういう意味で、その地域に合った、子供に合った教科書を使って、よ

り有効的に、効率的に学力をつけていきたいなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 初年度ということで、今の中2生が受験するまであと一年、中学校の進路指導も、情報収集や生徒、保護者への不安解消と、いろいろと大変であろうと思っておりますけれども、あと一年、新しく情報が入ったら、できる限り迅速かつ丁寧に保護者なり生徒への情報提供と説明をお願いして、次の質問に入ります。

大きく2つ目です。

第5次総合計画の政策4、安心して暮らせるまちづくりの施策2、犯罪を未然に防ぐ備えの基本事務として、地域防犯力の向上、子供たちを犯罪から守る取り組みが掲げられ、町長の施政方針では、住民と行政が一体となって子供の安全と地域の防犯対策に取り組むとあることを踏まえて、次の質問をいたします。

1つ目、子ども110番の家の現状と今後の方針についてお伺いします。

2つ目、大抵の御家庭は、夕方暗くなると、家族の帰宅や来客に備えて、玄関先の照明をつけていらっしゃるはずで、この玄関先や事業所などの明かりを終夜点灯して犯罪をなくそうとする運動をしている自治体が、兵庫県内にも全国にも数多くあります。この運動を実施した場合、20ワットの電球を1日10時間、毎日点灯したとすると、1カ月で約110円から120円の電気料がかかるということで、缶ジュース1本で安全なまちづくりとか、110円で110番をなくそうなどと協力を呼びかけて、暗くなってからの街頭犯罪の抑止を目指しているとのこととあります。

東日本大震災以降、節電意識も高まっている状況でもあり、この4月からは消費税も上がり、電気料金にも反映されるという状況ではありますけれども、安心して暮らせるまちづくりという観点から、太子町においても、夜間の街頭犯罪の抑止を図るため家庭の玄関

先や事業所などの明かりを点灯する一戸一灯運動を呼びかけて、家族、地域ぐるみの安心・安全な明るいまちづくりを啓発、推進していくか、してはどうかと提案しますが、御見解のほうをお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） どっち。

どっちですか。

（首藤佳隆議員「2番読んだ。言った」の声あり）

どっちからでも。

教育次長。

○教育次長（神南隆司） 失礼しました。

通告の1点目、子ども110番の家のことにつきまして、現状と今後の方針について答弁させていただきます。

子ども110番の家につきましては、子供が誘拐や暴力、痴漢等の被害に遭ったとき、もしくは被害に遭いそうになったということで助けを求めてきたときに、その子供を保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子供たちの安全を守っていくボランティア活動でございます。各小学校区の青少年育成協議会を通じまして、賛同された個人、企業等に、子供たちにわかりやすいようにあの黄色い旗を設置していただいております。

平成21年度に目印の旗を作成した際に設置箇所を確認しており、町内に482本設置しております。その後転居や企業の移転、閉店等に伴い設置がなくなった箇所を補填するような形で、現在もほぼ同数の旗を設置していただいております。既に設置してから約5年が経過しており、風雨にさらされ劣化、黒ずみがひどくなっているものについては交換を行っております。

今年度について子ども110番の家を利用したとの情報はございませんが、ひょうご防犯ネットなどでも多くの不審者情報が伝えられている昨今、子ども110番の家は犯罪の抑止効果としても有効な手段であると考えますので、子供たちの安全を守るために引き続き設置をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 2点目でございます。

近年街頭犯罪や侵入と、あるいは無防備な子供を対象とした犯罪など、日常生活が営まれる場所での犯罪が増加傾向にあります。これらの犯罪は暗がりの住宅や、また住宅付近で発生しがちであり、その未然防止策として夜間住宅の玄関灯や門灯などを点灯することで、犯罪の未然防止として県内外で取り組まれているところであります。

本町におきましては、安全・安心なまちづくりを目指し、犯罪者が活動しやすい暗がりへの対策として街灯、防犯灯の増設を自治会とともに進めておりますが、それだけでは町全域をカバーできないのが実情でございます。

一戸一灯運動は、既存の防犯灯を補完し、犯罪の未然防止、また住民の防犯意識の高揚にもつながる大変有効な取り組みであると考えております。一戸一灯運動は、各家庭でできる地域での防犯活動として地域の関係団体とともに推進するものと考えますので、今後連合自治会、警察署、また町内の47の防犯グループなどと検討、協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 まず、1つ目の子ども110番の家について、先ほどの答弁の中で、黄色い旗が劣化、黒ずんだものは随時取りかえているというふうなことがあったわけですが、この子ども110番の家のマニュアル、この中に取りかえについての記載はないわけなんですけれども、ボランティア家庭から、これは取りかえてくださいというふうな申告制になってるんでしょうか。それとも、青少協のほうとかが見回って行って、汚れてるから取りかえましょとか、そういったふうになってるんでしょうか。

また、わかればで結構ですけども、年間どれぐらいの数が取りかえられているのかが、わかればで結構です。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 年間どれくらい更新してるかということについては、今資料はございませんのでわかりません。

あと、既に設置されている方からの申請か、もしくは青少協の役員さんの見守り点検等によってかということにつきましては、恐らく青少協の役員さんが点検等をされまして、これはちょっと傷んでるなという形での更新の部分が大きいと思っております。もちろん、申請がございましたら、気持ちよく取りかえさせていただきます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 青少協の役員さんが点検、見回ってらっしゃるのかなとも思いますけども、その割には汚れたやつが非常に多いのかなというふうにも感じます。このマニュアルのほうにも、今後つくり直す予定がおありでしたら、こういったときに言ってもらったら取りかえますよみたいな言葉があったらいいのかなとも思います。

実際に通学路のほうを歩いてみたら、今も触れたように、劣化とか黒ずんだ旗が目立っていたのが本当に事実です。5年が経過して、風雨にさらされているのか、多くの旗が該当するんじゃないかっていうふうに感じました。取りかえていないものを全て一気に新しくするっていうのはなかなか難しいのかもしれないけれども、子供たちにかかわるものですから余り汚いのはイメージがよくないので、その辺を踏まえて、マニュアルへの記載も含めてです。旗の見直しについてはどのように対応していってもらえるのかという見解のほうをお願いします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） まず、マニュアルでの対応、それにつきましてはきちっと記載をしたいと思います。それと、旗につきまし

ては、青少協がまとめて製作して配付しておりますので、そういった面も、積極的に製作本数を増やして、こちらのほうからかえてはどうですかということも役員さんのほうに提案をしたいと考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 あと、110番の黄色い旗よりもずっと以前に設置されている古いこうへい君の看板があちこちにまだ残っておるんですけども、これもどれを見てもかなり古くなって色あせて、もうぼろぼろっていう表現がいいかどうかわかりませんが、そんなふうな状態になってるものが見受けられます。この古いこうへい君の看板の扱いについて、取ってええんやろかとか、このまま置いとかなあかんのやろかとかっていうふうに、扱い方をわかってらっしゃらない御家庭もあるようなことを聞いております。そういったことで、古いこうへい君の扱いがどうなっているかを確認します。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 議員おっしゃるように、こうへい君の家という、白をベースにしたものでございましたので、確かにかなりの年数たっておりますから劣化も進み、もうネズミ色になってしまったりしてるのもあると思います。申しわけないんですけども、設置者が、協力者が、各自で取り外していただいて結構でございますし、取り外してもええんやろかどうかや悩んでる方もいらっしゃると思います。そういった意味で、また青少協のほうでお話をして、取り外していただいて結構なんですよということも啓発できるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 あと、つい先日なんですが、中島議員と2人で福地自治会の子供会の運動会に参加してきたんですけども、そのときに子供たちに子ども110番の家について知っているかというふうに訪ねたところ、約

50人ぐらいの子供たちが参加してたんですが、3分の1ぐらいの子、しかも高学年の子しか知ってるっていうふうに答えられなかったんです。低学年の子がほとんど知らないような状況じゃなかったかなというふうに感じましたんで、子供たちに地域の人が守っていてくれるんだというサインが伝わらなければ意味がないんで、その辺——太子町は黄色い旗があるんだと。ほかの市町に行ったら旗じゃなくてもステッカーがあったりして、統一はされてないんですけども、そういったほかのところに行ったときにもあるんだよということも含めて、小学校1年生の段階から子ども110番の家のことをしっかりと教えることが大事だと思うんですけども、学校のほうのそういった説明の対応のほうはどのようなようになってるのでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 本当に御心配いただいて、申しわけないと思います。

各校区の青少協の事務局というのは、小学校の教頭先生がその頭を努めていただいております。ですから、そういった、何かあれば逃げ込むんだよとかということとその認識を徹底するということがちょっと高学年の方はできてると。低学年の方はと言いますけれども、もちろん保護者にまずよく理解していただいて、保護者から子供たちにしっかりと、そういった場合は110番の家に逃げ込むんだよということも保護者からも徹底していただくことも大事でございますし、また子供たちにじかに学校の教師が指導することも大事でございますので、両方の面を徹底するようにいたします。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 県内の表示方法が統一されるのが一番いいんだろうとは思んですけども、現時点では太子町は黄色い旗が掲げられているお宅が子ども110番の家なんだっていうことを高学年の子供たちへの再度の確認はもちろんですけども、低学年への子供たちへのしっかりした説明のほうをお願いしたいな

と思います。

子ども110番に関して最後になるんですが、現在旗を掲げていただいている御家庭、事業所が約500、482ぐらいでしたっけ、あるわけなんですけれども、その御家庭の中で、平日昼間は留守がちの御家庭もあるでしょうし、高齢者世帯になっている御家庭、さらには昼間は要支援とか要介護の高齢者の方しかいらっしやらないというふうな御家庭が子ども110番の家に登録されているケースがあるんじゃないかなというふうにも実際歩いてみると感じました。

そのあたり、兵庫県のほうも、現在開会中の県議会において、26年度からはモデル地区を指定して、より効果的な活用を目指す取り組みを始め、地域や開始時期は未定だが、子供が逃げ込んだ際に対応できる大人がいることを示す在宅サインのあり方を検討するというふうにも県議会のほうでも述べられておりました。こうした県のモデル地区指定があれば、太子町として積極的にモデル地区に名乗りを上げていただいて、子供たちの安全を確保していくことが、住んでよかったと思えるまちづくり太子町の基本になると思いますけれども、その辺の御見解はいかがででしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 議員おっしゃるように、留守がちの家、高齢者のみの家等の住宅が多くなりまして、このマニュアルに書いてありますように、何も犯人を捕まえていただきたいというんじゃなくて、子供たちがけがをしてるんだったら救急車を呼んでいただくとか、また警察へその状況を連絡していただきたいという依頼のものでございます。子供が助けを求めてきたなら、まず家の中に入れたってくださいとか、そういったことがマニュアルに書かれてるわけございまして、そういったことがこの制度に賛成されて、してやろうという方を新たに募集していくしかその方法はないという形で、今まで賛成していただいたんだけれども高齢化が進展しまして対応できにくくなるようでありましたら、

新しくそういう設置をしていただける方を募りたいと思っております。

このことは早急に、この4月、5月は各校区の青少協の総会のシーズンがございます。そういったときに、役員さんを通じて、教育委員会の担当も出向きますので、そういった際に新しく募るという方法で努力するように徹底したいと思えます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 4月、5月の青少協の総会のほうで言っていたいただけるのを楽しみにしております。

2つ目の一戸一灯運動に関してですけども、先ほど部長のほうから前向きな答弁いただいたってことで、太子町においては、道路灯も町管理の防犯灯もLEDに交換していくなど、いろいろと安全・安心のまちづくりへの対応を施してもらっているところであり、大いに評価しておりますが、県警の統計によると、太子町の主な街頭犯罪とか侵入犯罪認知状況が、残念ながらここ3年——ここ3年しかちょっと調べなかったんですけども——毎年増加傾向にあります。本当に残念なことですけども。これら犯罪を少しでも減らしていくためには、役場任せではなく、住民みずからが自助、共助の意識の高まりが今以上に必要になってくるのではないかとというふうに思います。そのあたりについて、一戸一灯運動に関してのもう一度確認の意味で、再度答弁のほうをお願いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 先ほども申し上げましたとおり、一戸一灯運動の推進は、地域ぐるみの防犯活動の一環として自発的な防犯活動と考えております。地域の協力が不可欠でもありますので、現在活発な活動をされておられます防犯グループや、またはPTAなど、自治会との連携も含めて協議させていただき、また先進的に取り組まれている近隣市町の取り組みも参考にしながら、対応していきたいというふうに考えます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 前向きな答弁をいただきましたので、この件についてはこれで終わりにしますが、一戸一灯運動以外にも、昨年9月議会で防犯カメラのことも触れたんですけども、そういったことも含めて、住民がみずから地域を守るという意識の向上、太子町は安心だとほかからも言われ、また住民みずからも感じる、そんな太子町を自慢できるような、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいただくことをお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（橋本恭子） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次に、中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、公明党の中島貞次でございます。ただいまより一般質問を通告に従いまして行いますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目、消防団の処遇改善についてということであります。

近年局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発しており、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めております。消防団は、消防署とともに火災や災害への対応などを行う消防組織法に基づいた組織です。全ての自治体には設置されており、団員は非常勤特別職の地方公務員として、条例により年額報酬や出動手当などが支給されております。火災や災害の発生時にはいち早く自宅や職場から現場に駆けつけ、対応に当たる地域防災のかなめです。特に東日本大震災では、団員みずからが被災者であるにもかかわらず救援活動に身を投じ、大きな役割を發揮いたしました。その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで198人が殉職し、命がけの職務であることが全国的に知られました。

しかし、その実態は厳しいものがあります。全国的には団員数の減少が顕著になっており、データによりますと、1965年には130万人以上いました団員が、2012年には約87万人に落ち込んでいる状況です。その背景

といたしましては、高齢化あるいはサラリーマンが多くなって、緊急時や訓練の際には駆けつけにくい事情も団員の減の要因とされております。震災被災地のある団員は、地元を守るという使命感とボランティア精神で何とかやっておりますが、現場の実情は本当に厳しいと、胸のうちを明かしているのが現状であります。

こうした事態を受けて、昨年12月、臨時国会で、消防団を支援といたします、長い法律名で言いますと、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、いわゆる地域防災力充実強化法、もっと簡単に言いますと、消防団支援法が成立いたしました、施行されました。その法律は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義しながら、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求めて団員の処遇改善や装備、あるいは教育訓練の充実のために予算が確保されたわけで、当然国の補助金や地方交付税措置がとられることになりましたが、太子町におきましてはこのような地元消防団の処遇改善等にどういうふうに取り組むのかお尋ねをいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） お答えいたします。

東日本大震災等の経験を踏まえまして、また近年局地的な豪雨や台風等による被害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大していることから、本町においても消防団員の生命の安全に配慮する装備の充実強化に係る取り組みを推進しているところでございます。

現在装備に関しましては、機動分団の消防ポンプ自動車も既に配備済みであり、また各分団の活動拠点、詰所においても、その大半が地区の自治会館となっているため、新たな国庫補助金の活用はできないものと考えます。また、団員の安全に配慮する装備の充実としまして、消防団員へヘルメット、夜間誘導棒の一部更新を26年度で予定をしております。

す。

また、教育訓練等の充実としましては、幹部研修として兵庫県消防学校への入校や新入団員、新分団長研修及び訓練礼式等、予定をしております。

また、平成26年4月から、消防団を退団する退団者へ支払う退職報償金を全階級で一律5万円引き上げるなどが決定され、それに伴う本町の同条例を改正する予定でございます。

今後におきましても、消防団の充実強化に係る取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

今回の法律によりまして、既に太子町においては十分装備されている面と今後どうしても必要になってくる部分というのがあり、一番大事なのは住民の安全・安心ですが、それを助ける消防団の命も守らなければいけないという状況にありますので、今後とも消防団の処遇改善と、特に装備につきましては、今年度は以前から要望しておりましたライフジャケット10点ほどが配備されたということをお聞きしましたし、今回もヘルメットが装備されたり等々ありますので、今後いろんな面で、太子町は、よそに比べて案外激しい災害というのが少ない言うたらちょっとあれですけども、激甚といわれるほどのすごい災害は余り多くない、恵まれた町です。

ですから、経験がないんで、できるだけよその市町を見ながら、もしこんなときになったら何が必要なのかということ、余り費用が多分かからないと思うんで、今後考えていただきたいということ、ポンプ車と、それから詰所と、十分であるというふうな今お話がありましたが、今回限りで終わりでなしに、今後耐用年数あるいは築年数等々ありますので、その辺のこともしっかり地元の消防団等々聞いていただきながら、万全の態勢をしいていただきたいというのが思いですん

で、今後とも地域住民の安全・安心は消防団の力にかかっているということをお大変思いますので、その点も今後ともどうかよろしくお願いいたします。

きょうは5つありますので手短に行いたいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目に移らさせていただきます。

消防団のかかわりから、今度は私たちの太子町がいかに安全・安心な国土、国土と言うたらあれですけども、地域であるかということハードの面、あるいはソフトの面からどうしてもいろいろ整備し直していかなければいけないということで、全国的には公明党が掲げております防災・減災ニューディールの主張があったわけですけども、それを反映いたしました防災・減災等に資する国土強靱化基本法というのが昨年12月4日に成立したわけでありまして、12月17日には、防災・減災基本法、それに関しまして国土強靱化推進本部、これは現在の本部長は安倍首相であります。初会合が開かれて、巨大地震などの大規模災害が発生した場合に壊滅的な被害を免れるための政策大綱を決定して、防災・減災の取り組みが本格的に今スタートしようとしているところであります。

この政策大綱の概要といたしましては、国土強靱化基本計画のもととなって、国土強靱化の施策の推進、関係する国の計画等の指針となるもので、基本的な考え方として、理念の一番初めに人命の保護、あるいは2番目として国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。3番目として国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化。4番として迅速な復旧復興というのが基本目標であります。それを規定して住宅密集地での大規模火災や市街地の広域浸水など、国として避けなければならない事態への対策を分野別にまとめているわけです。ですから、まだ国がついこの間決定しただけで、今後はその政策大綱をもとにして、より詳細な国土強靱化

基本計画を今年5月に策定する予定となっております。

さらに、ここからが大事なんですけども、同時期には都道府県、市町村に対する国土強靱化地域計画の策定支援、地域計画のガイドラインの策定等も開始される予定ですのでということで、平成26年度には太子町もいろんな意味で地域の国土強靱化地域計画というものを考えていかなければいけない、そういう時期にかかっているかと思えます。そういう意味で、この法律では、地方公共団体にも、計画策定や施策について、何点かその責務が明記されております。我が地域、太子町の計画策定への取り組みと考え方をお尋ねいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 国土の強靱化におきましては、ハード対策だけではなく、これまで以上にソフト対策を重視する必要があります。本町の災害リスクや状況に応じて、ソフト対策とハード対策を適切に組み合わせ、大規模災害時における人命の保護と被害が致命的にならないように迅速に回復する強さとしなやかさを備えた災害への備えを構築するため、本町の地域防災計画にも反映して取り組んでいきたいと思っております。

また、ちなみに申し上げますが、地域防災計画への反映事項としましては、よく言われるんですが、避難行動要支援者名簿の作成だとか、災害教訓の継承と支援、また特別警報発表時の配備体制の明確化、罹災証明の交付、また一方でハード面では、避難施設等の耐震化、避難所看板の整備、そういったものが上げられてくるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

当然ハード面とソフト面と両面がありまして、現在太子町におきましても、国土強靱化地域計画という名目ではありませんけれども、現在学校耐震化が完了いたしましたし、

それから非構造物は別ですけれども、例えばJR跨線橋の診断耐震とか、当然これからも耐震化が進んでいくんだろうと思いますし、いろんな面で今太子町でも公共施設、インフラ整備において、耐震化をしたりとか補強工事を行ったりとかということがされておまして、これを明確に一つの計画としてやっていくということは、非常に住民にとっても目に見える将来、例えば給食センターどないなるんやろうと、大丈夫なんかというふうな、公民館等も当然含んできますし、そういう意味で大事なものがあると思います。

当然国はこの基本計画策定に当たりまして市町村にも意見聴取をするわけで、その後閣議決定されるというふうに聞いておりますが——それと今総務部長からソフト面の対策ということもありました。このソフト面の中でも、例えば先ほど支援体制、女性や高齢者、子供、障害者などの視点を重視した、そういう被災者への支援体制の整備等ということで、特に、昨年でしたか井村議員からもありましたが、女性の視点が大事であるという意味で、そういういろんな防災会議等の重要な部分については、女性の参加もどんどん、主婦の立場からの発言とかそういう意味で図っていただきたいというのが今のソフト面でありますし、またそのほかにも、学校教育の現場において、いかに防災教育を進めていくかということも一つのソフト面かと思われまます。例えば、防災教育に取り組む学校などを支援している防災教育チャレンジプランとか、そういうふうなものもあると伺っておりますし、そういう意味で、特に今総務部長言われましたいわゆる弱者対策、それと小学校、中学校における防災教育というソフト面の対策というの、これからどんどん取り組んでいただきたいなと思います。

ハード面につきましては、来年度の予算の中にもいろいろこれに関するような部分がありますので評価しておりますが、1点だけお聞きしますのは、どこが課題なのかというのを洗い出す脆弱性評価を実施すべきというふ

うにこの中であるんですけれども、これについては何か取り組みはありますか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 特に脆弱性についてのところのいわゆる国、県を通じての太子町がどこに脆弱性があるかといったようなことは今来ておりません。ただ、これ特にハード面では、橋梁の長寿命化だとか、もちろん今おっしゃいました学校の耐震化だとか、そういう事業の補助メニューなんかで申しますと、防災とはついてないんですけれども、そういうハード面の補助でもって町内を整備していくということは、結果的には防災にもつながってくるというふうに考えております。ですから、いろんなメニューがありますけれども、ハード面については、今言いましたように、新しくすればするほど防災面でも役立ってくるというふうに思っております。

それから、ソフト面でも、今おっしゃったんですが、脆弱性という点についてソフト面に限って申しますと、いつも申しておりますが、各自治会の中で自主防災組織としての訓練なんかをまめにやっていただいているところとそうでもないところのちょっと温度差があるかなというところは役場も実感しておりますが、そういった日ごろの訓練なんかももう少し力を入れて、我々役場側から自治会さんのほうに啓発をして、役場の職員も出ていき、消防署の御協力も得ながら、そういった訓練のレベルを上げるといいますか、そういったことも必要ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

今回特に質問するつもりはなかったんですけども、ふだんからちょっと気になっていたのは、今のソフト面の中でいわゆる今発災型訓練を行っております。その発災型訓練の前の段階として、ワークショップを実際自治会でどこまでやっているのかというのが一つ気になるわけです。

具体的にワークショップというのは、デスクで自治会の自治会長さんと隣保長さんが集まって、例えば避難準備情報が出ましたと。このときには、ある隣保長さんの家には避難準備情報の段階でどうしても避難しなければいけない人はどの人がおるんだとか。あるいは、避難勧告が出ましたよと。なら、当然どういう態勢をとるのかと。避難指示が出ますと、全員が当然避難しなければいけないわけです。そのときに、避難勧告、避難指示になりますと混乱しますから、例えば福地なんかで言いますと、避難する場所が3つぐらいあるわけです、4つやったかな。小学校があり、公民館があり、それから福祉会館でしたか、それから線路の向こうへ行きますと一部、南総合センターや保育園やとか、ちょっと忘れちゃったけども、そういう意味で、じゃあ、あなたの隣保はどこへ行くんですかというところまで、要はワークショップ形式で具体的にそういうソフト面を解決していかなければ、別に福地に限ったことでありません。特に大きな自治会単位になりますと、そういう意味で混乱を来すおそれがあると思いますんで、その辺のソフト面をもうちょっときちんとする必要があるんじゃないかと思いますが、その辺のお考えはどうですか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 確かにおっしゃるとおりです。

発災型の訓練の中で特に重要視するのが、自治会の中で、例えば家屋が倒壊したり、いつも通ってる道が通れないとか、そういったことを発災型訓練で学ぶわけですが、ただ本当に訓練は訓練なんですけども、いわゆる今おっしゃった、いざ災害が起こって混乱しているときにやってない状態なんで、当然大変な災害が起こると混乱します。そういうところを今まさにおっしゃいました自治会の中で小学校もあれば公民館も、いろんな一時避難場所があるわけですけども、そういったところを日ごろから話し合いとか、そういうことを自治会の中でしていただければありが

たいなと思います。

本当に激甚災害が起こると、私ども役場の職員も各自治会さんの中へ入って、こちらの公民館へ移動してくださいというふうなことが本当に冷静にできるのかどうか、私どももちろん不安なところはあるんですが、それにも増して自治会内の中でよく話し合っていた方がいいと思うんですが、私どもとしてはありがたいかなと思います。決して役場は責任逃れとかそういう意味ではなしに、自治会が一番身近な存在なんですから、その辺のところも役員の方と話し合っていたいただければ、私どもとしては非常にありがたいというふうに思います。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 そういう意味で、また今後、各自主防災組織の方にもその辺のこの徹底をお願いしたいと思います。

それで、ソフト面で話が出ましたんで、これはちょっと通告にはなかったんですけど、学校現場での防災教育が今回の国土強靱化地域計画の中でも大変重要になってくると思いますんで——別に質問はいたしません。要望だけですけども、その辺またよろしく願いいたします。

じゃあ、地域防災でいざ災害、何か起きたというときに大事になってくるのが、要は役場と住民とのつながりです。その連絡手段が重要になってくるわけで、今は携帯というメディアが非常に広がっております。そういう意味で、家にいけば地域からスピーカーが流れてきて自治会の放送があったりとか、あるいは今は携帯でも即警報が入ってくる場合があるんですけども、その場合に自治体からの情報を素早く得るための自治体スマートフォンアプリが、いろんなところで利用されているというか、あります。これは、地方自治体の中では自治体が直面する課題の解決に貢献して、地域住民にとって役立つ——無料です、有料ではありませんけど——無料のスマートフォン用アプリやウェブアプリ、iPadとかiPad mini等々のアプリを開

発しているところが結構出てきております。

その内容といたしましては、地域の情報や観光、防災や健康福祉、地域の活性化や安全・安心に資するもので、便利な情報を住民及び観光で来る人などにも提供をしております。

太子町におきましても、このようなスマートフォン等を活用した公共サービスの向上とICT人材育成事業の一環として取り組んではどうかと思いますので、その考え方をお尋ねいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 現在は情報発信手段といたしまして、町のホームページ、緊急情報や気象情報などをお知らせする「たいし安全安心ネット」や町の安全・安心情報をお届けする「ひょうご防犯ネット」、また平成25年度から開始した図書館の蔵書貸出予約など、さまざまな情報を提供いたしております。さらなる公共サービスの維持、向上を実現するため近年急速に普及しているスマートフォンを活用したアプリなどを作成、提供をしていくことは、非常に有益であるということも認識いたしております。アプリ開発も視野に入れつつ、情報化リーダーを中心とした情報化やセキュリティの研修など、人材育成に努めたいと考えております。

これ先進地のことも私どもニュースは仕入れておりますが、なかなか先進地のところには追いつくのは難しいかなというふうには思っております。

平成26年度におきましては、町ホームページのリニューアルや文化会館の施設予約システムの導入を予定いたしております。スマートフォン、情報端末での利用を広げ、さらなる情報発信、公共サービスの向上に努めていきたいというふう考えております。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 アプリの便利のところというのは、例えば普通家庭でパソコンで太子町のホームページへ行くには、いろんな段階があるわけです。ところが、アプリの便利なも

のってというのは、いきなりダイレクトにアプリのところから入っていけるという一つの便利な面があるわけです。

それとかあと、多分先進地の情報をかかり仕入れておられると思うんですけども、例えば杉並区、東京ですけども、これにはごみ出し日お知らせ機能とかごみの日カレンダーとか、あるいは捨てたいごみを検索すると分別方法がわかるごみ分別辞典などの機能があったりとかというふうなところもありますし、太子町と比較するのは何なんですけども、松山では健康、観光まちづくり「スマイル松山」ということで、この中で、特にあそこは観光地ですから、観光情報、観光地推奨観光ルートとかレストラン、イベント等が選択表示されたり、あるいは観光ルートについて距離による消費カロリーの目安を表示したりとか、そういう観光の健康の効果を見える化する等々、かなり積極的にあるわけで、そういう意味で今後いろいろな面で太子町としても導入を検討されるんだろうと思いますので、そのためには今部長も人材育成ということを言われました。それをするためにも人材が必要でありますので、いろんな意味で、限られた職員の数ではありますけれども、それなりにすぐれた能力を持っておられる職員もいらっしゃると思いますので、今後ともまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

今後こういうスマートフォンがどんどんどんどん広がるにつれて、大人社会では特に影響はないんですけども、子供社会においてはそれが深刻な問題を起こしているというのが青少年のインターネット依存なわけです。

これは別に携帯端末だけでなしに家庭のパソコンも関係があるわけで、厚生労働省の調査で、中学、高校生によるインターネット依存に関する調査を全国の中高校生を対象に実施しました。これは2012年10月から2013年3月の間と、データではあります。中学生が約3万9,000人で、高校生が約6万2,000人の方から回答を得て、これを2013年、昨年8月に調

査結果が発表されました。その中で、問題や不安から逃げるためネットを使うかなど、8問中5問以上に当てはまると依存の疑いが強いと分類され、依存の疑いが強いというのは中学生6%、高校生9%で、中高生全体で8%となっておりまして、これを人数で換算いたしますと、全国の中高生で計算すると約52万人と推計されています。男女別で見ますと、女子が10%で、男子6%で、特に女子が高いというのはチャットやメールを多く使うためらしいです。

ところが、こういうインターネット依存をし過ぎますと日常生活や健康への影響が出てくるわけです。例えば、睡眠の質が悪い。これは、59%の方がそう答えているそうです。それから、午前中調子が悪い。これは、24%と。こういうネットに依存する問題点としては、昼夜逆転による不登校や欠勤ということで、欠勤というのは働いておられる人もいらっしゃると思います。成績の低下、ひきこもり、あるいは睡眠障害、鬱症状など、精神面でのトラブルも引き起こすほか、当然視力の低下、また長時間動きませんので10代でも筋力低下や骨粗鬆症といった身体症状の悪化を招くおそれがあるわけです。

このように、インターネットの依存傾向は青少年の健全な育成の妨げとも考えられます。未来を担う若年層に対して適切な対策が必要と考えますが、我が町の取り組みや検討についてお尋ねをいたします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

インターネットは今や生活の必需品となっており、若者においては特にスマートフォンで趣味、職業、居住地等を同じくする個人同士のコミュニティーを容易に構築し、場を提供するSNSと呼ばれるものを多く利用しており、その代表的なアプリであるLINEではその手軽さ、便利さゆえに、連絡頻度が過剰となり、利用者の約3割がLINE疲れというものを感じていると言われております。それらの使い過ぎで健康問題、社会問題、家

族問題等を引き起こしている状況を一般にネット依存と呼んでおりますが、深夜ネットに熱中し、昼夜逆転になりがちになった結果、不登校やひきこもり等、成長期の若者たちの心身がむしばまれるその現状は全国的に見て深刻であることから、学校現場においても重要課題として認識をしているところでございます。

したがって、両中学校ではその対策として、兵庫県が登録する兵庫県情報セキュリティサポーターにより、子供たちの携帯電話に潜む危険、その仕組みを知ることによって防げる心の傷と題した講演会を今年度は1回ずつ生徒や保護者を対象に実施しております。また、平時におきましても、パソコンを使った授業を行う際に、機器の操作性だけではなく、依存性の危険やスマートフォンとの付き合い方を学ばせたり、各学校で発行する学校だよりや学級通信等で、使用する時間や目的について親子でルールを決めて利用する大切さの啓発活動を行ったりし、学校、家庭が一体となって予防に努めているところでございます。

今後におきましても、このような活動を継続し、未来を担う若者たちが、これら日々の生活に欠かせない通信手段と上手につき合い、活用していけるよう指導していきたいと考えております。

なお、当町の中学3年生の携帯電話、スマートフォン所有率は61.6%であり、全国の64.7%、県の64.4%よりも低い値となっております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今具体的にデータも言われましたけれども、高校生まで掌握するのは難しいかと思いますが、ネット依存による症状ではないかなと思われる事例というのは学校現場ではあったんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） それのみでは判断できませんので、そういう事例は今のところ聞

いておりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 各種いろんな要素が集まって、例えば不登校になったりとかというふうな現状がありますんで、単純にネット依存だけとは多分言われなと思います。そういう意味で、これ全国でアンケートというんか調査がされたということですけども、町内の学校においてこういう調査を行うということはあるんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 所有物とか所有してるとか、そういうものは調査しますが、どのぐらいやってるかとか、テレビとかゲームとか、そういう類のものはしておりますが、スマートフォンとかそういうものに限ったものには的確に回答してくれる正確性が欠けるものでございますので、その辺のところはやっておりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 携帯が主になっているんでしょうけれども、携帯はなくても家でも、例えばお父さん、お母さんがおられてやっている方も実際いらっしゃるわけで、お兄さんとかおうちの方がやっていたらっしゃるわけで、そのあいた時間で子供さんが結構、特に家の場合はゲーム云々よりも調べたりすることが非常に便利なんで、そういうところへいったりすると思いますが、逆に携帯の場合はゲーム感覚、ゲームが結構多いということは言われております。一人ゲームもありますし、今は集団でゲームし合うという、そういうものもありますんで、ゲームだけで時間を潰してしまうという例も結構多いわけです。

そういう意味で、例えばネット依存を判定する質問っていうのがあったわけですけども、1つ目としてあなたはインターネットに夢中になっていると感じていますかということとか、満足を得るためにネットを使う時間をだんだん長くしていかなければならないと感じ

ていますかとか、ネット使用を制限したり、時間を減らしたり、完全にやめようとしたが、うまくいかなかったことがたびたびありましたかとか、ネットの使用時間を短くしたり、完全にやめようとしたとき、落ちつかなくなったり、不機嫌や落ち込み、またはいらいらなどを感じますかとか、使い始めに意図したよりも長い時間オンラインの状態でするかとか、ネットのために大切な人間関係、学校のことや部活動のことを台なしにしたり、危うくするようなことがありましたかとか、ネットへの熱中し過ぎを隠すために家族、学校の先生やそのほかの人たちにうそをついたことがありましたかとか、問題から逃げるために、または絶望的な気持ち、罪悪感、不安、落ち込みなどといった嫌な気持ちから逃げるためにネットを使いますかとかというふうな質問があつて、その中から5項目以上は病的使用であるというふうに判定されるわけで――太子町という地域性からいきますと、都会、いわゆるいろんなものが進んだという先進地ともいえない地域なわけで、例えば都会へ行けば行くほど、こういう問題が多分大きくなっているんだらうと思います。

でも、やがては、太子町というのは、周辺に大きな街を抱えておりますし、また神戸や大阪とも非常に近い距離に今はなってきましたんで、いろんな情報がどンドンどンドン入ってくる。しかも、インターネットとか情報化社会ですから、そういう意味で、今後小・中学生、あるいは高校生と若者のそういうネット依存の率が多分大きく向上して、その中から病的な症状というのが出てくる可能性はなきにしもあらずだと思いますんで、またそういうネットの持っている率イコールネット使用率に多分比例するんだらうと思いますけれども、そういう意味で、また何かの機会に調査等を実施していただければなと思いますんで、よろしく願いいたします。

じゃあ、今の文明社会の中で、非常に高度情報化社会の中でそういうインターネット等を通じてどンドン情報は入ってくるんですけ

ども、基本は何かといいますと、子供の知育とかいろんな意味で読書というのが非常に大事になってくるわけで、非常に近年活字離れが指摘されているわけです。

そういう意味で、いろんな自治体では読書通帳というのを導入する動きが今出てきております。これは、読書通帳、借りた本の履歴を目に見える形で残すということによりまして、子供を中心にして住民の読書への意欲を高める効果が期待されているわけです。自治体によりましてはさまざまな取り組みを行っていますが、効果は非常にあるというふうに一つの結果が出ております。また、学校図書館で行っているところもありまして、非常に好評であると聞いておりますが、太子町でも導入の検討をしてはどうかということで、お尋ねいたします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 読書通帳とは、借りた本の記録を残す通帳のことでありまして、銀行の預金通帳のように記録するために専用機械を導入している図書館もあるようです。確かに記録を残すということは読書意欲を向上させることもあると考えられますが、場合によっては読んだ本の冊数を競うことにもなりかねません。本来読書は量より質を問われるべきであり、たくさん読むことに意味があるのではなくて、いかによい本にめぐり会ったかが問われるべきであると考えております。

図書館では、平成25年11月より図書館システムの運用を開始し、貸し出しの際に借りた本の書名と返却期限を印字したレシートをお渡ししております。このレシートを手帳やノートに張るなどして、御自身の読書記録として残されている方も現におられます。

図書館の運営方針としましては、従来から利用者との対話を心がけ、その方にふさわしい本を薦めてまいりましたので、今後もこのスタイルを変えることはありませんが、読書通帳を導入しておられる図書館の動向などを注視しつつ、利用者の方から多数要望が出て

くるようであれば、その時点で検討したいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 図書館については、特に昨年11月から新しいシステムになりまして、利用者も大幅というんか増えたということをお聞きしました。そういう意味で、非常に効果があったということ、これは社会教育課長のほうからお聞きしました。

ある意味で言うと、人数が増えたその中身までちょっと詳細に分析しておりませんけれども、何らかの意味で活字離れがちょっと緩やかになるのかなという感じがいたしますが、既に先進地を多分調査しておられるんだろうと思いますけれども、例えば立山町、これ富山県ですけど、これは昨年9月に読書通帳システムを導入したんですけども、自動貸出機で借りた本のデータが併設する読書通帳機に送られて、通帳を入れると借りた本のタイトル、著者名、貸出日が記帳される仕組みとなっているということで、通帳は町内の小・中学生には無料で贈呈して、そのほかの利用者には1冊100円で販売しているとのこと。今年1月末現在、登録者数600名を超えて、そのほとんどが町内の小学生となっており、子供たちから好評な取り組みとして利用されているというのが、立山町の取り組みなんですけれども。

特徴といたしましては、行政と学校が一体となって進めたことが上げられますと。町内の小・中学校の教員に読書通帳の取り組みを理解してもらって、読書通帳を利用して読書に挑戦する生徒を先生が励ますことで、より一層生徒の読書意欲をかき立てることになって、より高い効果が期待できるとありました。そういう意味で、こういうふうにして読書通帳を導入することにより、読書が増えたということは確かに目に見えてあるそうです。2倍、3倍というふうが増えたということもお聞きしました。

その一方で、今度は中身の問題がいろいろ

見えてくるわけです。じゃあ、どういう本を読む傾向が強いのかというふうなデータがあったりするんですけども、当然文学作品が非常に多いということはそういうデータからあるらしいんですけども。

今回は読書通帳の導入をお願いしてるんですけども、ここから発展しますと、学校の図書、あるいは学校図書のデータベース化とか、どんな本を学校が置くのかとか、図書館にどんな本を置くのかとか、要は図書の選択までかかわってくるわけです。当然その場合には、図書館の司書の方もおりますし、学校の司書の資格をお持ちの方の重要なアドバイスというのが、結局何でもかんでも読んだらええというわけではなしに、それが重要なアドバイスとなって良本、よい本に親しむ機会が増えていくという意味でこの中身が重要になってくるわけですけども、それは次の段階として。

要は、東京の中学校では、上一色中学校というところですけども、学校の1日当たりの平均貸出冊数が1カ月間で2倍に伸びたと、中身は別として。いろんな本があるでしょうから、漫画を読む人がひよっとしたらおるかもしれませんけれども。中身は別として、要は平均貸出数が増えたという現状があるわけです。1月のデータで、2月、3月、3月は今ですけども、今度は1月、2月になりますと進学の関係でどうしても減ったという、これは仕方がないんですけども。

それから、利用者数も大幅に増えていると。上一色中学校の例で言いますと、1日当たりの平均来館者数が12月の例で、平成22年度17.4人だったのが、平成23年度では60.3人と大幅に増えたという一つのデータがあるわけで、子供たちの声をお聞きしますと、読むのが楽しくなったとか、また図書館に行く回数や時間が増えて、読みたい本が増えたとかというふうに、どんどんどんどん何らかの形で図書館に行く、そういう足がかりというふうな意味でも効果があるのかなと思いますんで、また今後これを導入するしないは別にし

て、導入していただきたいんですけども、いざ導入するとなると当然いろんなハード面の費用がかかるわけで、費用対効果等、今後ぜひとも検討していただいて、他市町のいろんなデータをまたごらんいただいて、検討をしていただきたいと思いますんで。

きょうはいろんな面で質問をさせていただきましたが、今後の太子町の人づくり、人の安全・安心を守るという意味で大事なことでしたんで、今後とも導入のほうの検討をよろしく願いいたしまして、本日の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（橋本恭子） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午後0時01分）

（再開 午後0時59分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、一般質問に入ります。

次に、吉田日出夫議員、よろしくお願ひします。

○吉田日出夫議員 8番吉田日出夫、通告に従い一般質問を行います。

本日は、3点の質問をします。

まず1点目ですけども、ここに資料に書いてありますように、安心・安全な学校給食の配給についてでございますけども、昨今、去年の年末、今年の初めにかけて、特に新聞、テレビのニュース等で、感染性胃腸炎の流行が学校給食、医療機関での集団感染の発生が少なくありません。現在太子町の学校給食は、平成18年より（株）東洋食品に委託され、運用がなされていますが、本当に今後も子供たちに安全でおいしい給食が確保される管理体制があるのか不安があり、次のことを確認します。

現在太子町では、約4,230食の配膳が確保されております。

まず1番目ですけども、給食配膳に関する

管理マニュアルはどのような内容になっているか。また、内容に安全性をどのように盛り込んでいるか。

2番目に、材料管理、食器類管理はどうされているか。

3番目に、作業室出入り時の管理は衛生管理上どのようにしているか。

4番目に、栄養士は給食のできばえが献立どおりにおいしくできているか等の管理をしているか。

5番目に、アレルギー児童の給食にはどのように配慮がなされているか。

次、6番目に、学校へ配膳された後、味に問題は無いのか。また、その他、何か問題はないか。問題があった場合には、どのような対応をしているのか。

7番目に、長期休暇時を利用して給食作業場の清掃管理、機械のメンテなどどのように対応をしているのか。

8番、子供はカレーなどが一番好きで、このメニューは食べ残しというのはないんですけども、ほかのメニューではどのような状態なのか。

そこをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 8項目について御質問がありましたので、順次答弁をさせていただきます。

まず最初、管理マニュアルの内容についてでございます。

学校給食は、文部科学省通知の学校給食衛生管理基準及び県教育委員会通知の学校給食衛生管理マニュアルに基づいた指導をしているところです。委託業者である（株）東洋食品は、現状の太子町学校給食共同調理センターの施設に合った調理業務実施体制を整えておりますので、あわせて次の7点の留意事項の励行を指示しております。

1点目、作業動線を考慮し、他からの2次汚染を受けないよう衛生的な場所で配食をすること。

2点目、配食する食缶等にはね水がかから

ないように、周囲での作業に注意すること。

3点目、配食時、食品に直接手で触れるおそれのある器具を使用する場合は、配食用手袋を着用すること。

4点目、配食の際は床に食品を落とさないよう、丁寧な作業をすること。

5点目、配食の時間を学校園ごとに記録すること。

6点目、食缶等の配食容器は必ずふたをすること。

7点目、調理後の食品は調理後2時間以内に給食できるよう努めること。

以上がその指示の内容でございます。

次、2項目め、材料管理、食器類管理についてです。

給食物資の選定、発注は、給食センターの栄養教諭が行っており、毎朝物資の納入時には、栄養教諭立ち会いのもと、（株）東洋食品の栄養士と一緒に検収を行っており、発注どおりの物資が納品されているか、また物資の品質、鮮度や異物混入の有無などの点検を行っています。食器類の管理については、毎日食器等の洗浄後に消毒保管庫において蒸気で90度以上の高温により消毒を行い、その消毒保管庫内にて食器類等を保管管理しているものでございます。

3項目め、作業室出入り時の管理についてです。

毎朝の作業前に（株）東洋食品の栄養士により同社職員の健康、衛生点検が行われています。内容についてですが、作業前の手洗いの状況、手指の傷の有無、服装、下痢、嘔吐、腹痛や発熱がないかなどの健康状態に加えて、調理員の家族の感染症の有無を確認しています。その状況から、その日の作業を行ってよいかの判断を日々実施しているところです。

4項目めです。

給食のできばえ、味つけの管理のことで

栄養教諭は材料の切り方、味つけ等の調理の仕方を詳細に記した調理指示書を委託業者

の店長に渡し、それをもとに（株）東洋食品の職員が調理を行っています。調理時間中に指示どおりにできているか、味見と目視によりできばえを随時確認しているところです。

5項目め、アレルギーを持つ児童の給食についてです。

現在の給食センターの施設機能では、食物アレルギーを持つ児童への除去食及び代替食を調理することは不可能であります。そこで、給食センターに合った対応としましては、給食に使用する物資、配缶方法を検討して、食物アレルギーを持つ児童も食べられるように工夫しているところです。

また、物資の面では、ハンバーグやベーコン、ポークハムといった加工品は、卵成分、乳成分抜きなどの製品を使用して、食物アレルギーを持つ児童も食べられるよう工夫しています。

さらに、配缶方法の工夫としては、例えばそばろ井やちらしずしなどの料理は卵だけを別のボールにて配缶しているので、食物アレルギーを持つ児童も食べられる料理が1品増えるようにしています。今後においても、このように配慮した給食を提供していきたいと考えています。

6項目めです。

学校へ配膳された後での何かの問題点についてです。

学校へ配膳された後に何か問題が起きた場合は、学校では校長、教頭にすぐ連絡をする学校内の体制をとっており、給食センターにも速やかに連絡があります。そういった連絡があれば、給食センター所長及び（株）東洋食品の店長が直ちに学校に出向き、状況を確認した上で対応しているところです。

7項目めです。

長期休暇等を利用しての施設や機械のメンテナンスについてです。

長期休業期間を利用して、施設周囲では給食センター敷地の清掃及び草引き、側溝の清掃などを行います。施設内においては、修理等に時間を要するものの緊急の修理ではない

限りは、長期休業期間を利用して、調理や洗浄を行う機器等の修理及び調理機器の入れ替え、または食器の漂白や洗浄、調理器具の点検、洗浄及び各冷蔵庫、冷凍庫、食品庫の清掃及びコンテナ点検、さらに調理機器、洗浄機、自動炊飯器等の作動確認等を実施しております。

給食センターでは、長期休業期間を効果的に利用して施設のメンテナンスを実施しています。そして、休み明けには給食にかかわる全ての機器がスムーズに作動するよう準備を怠らず、安全・安心な給食を提供できるよう全調理員及び給食センター職員一同が準備を整えているところであります。

8項目め、食べずに残されるメニューにはどんなものがあるかについてです。

各学校園での先生方の指導のおかげでほとんどの児童が残さずに食べられるように努力をしていただいているので、残食は減っていると理解しているところです。しかし、食べ残しがある献立としましては、かみゆえのある料理、例えばコマツナとゴボウのゴマあえやゴボウサラダであったり、また野菜のお浸しやあえものであったり、近ごろ各家庭で食べる機会が減ってきているような切り干し大根やヒジキを使った料理などが残りやすいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今きめ細かくいろんな内容に答えていただいたんですけども、まず1つお聞きしたいのは、管理マニュアルは先ほど国とか県の指定のマニュアルに沿って業者もやっておると言われる形があるんですけども、当局と委託業者とのこういう安全に関しての何か取り交わしの契約書とかそういうものはあるんですか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 委託契約は3カ年でございますが、当然仕様書など安全に注意することとか、そういう細かな契約書はございます。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それと、アレルギーの児童の給食にはいろいろな材料のそういう関係のないものを使ったりとかで配慮はされておるんですけども、そういう献立に対して食べにくい児童もおると思うんですけども、そういう苦情というのはいかがなものでしょう。あるかないかを含めて。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） メニュー表は前月に各保護者さん宛てに配っておりますので、保護者さんからはうちの子はこれについてはアレルギー物質を持つてるとかということで、この日は食べないとか、これは食べれるとか、そういう判断を事前にさせていただくことができるということで、アレルギーを持つ保護者さんからは細かなメニュー表をいただいて助かってるんだというお声はいただいております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それと、いろいろな確認をしていただく項目に対して、その結果が、材料もそうだし、いろんな食器等もそうだし、そういう内容のものにきちっとチェックをしたという形の内容の、我々が通常言う文言だったら日報とか、そこら辺の管理のものがあるかどうかお聞きしたいんです。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） それぞれ業務、例えば学校のほうから何か苦情があったりしたことも含めまして、それぞれ受託業者である東洋食品の店長からセンター所長宛てにきちっと日報が出てくるようになってございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 その日報の種類というのは、どれぐらいの種類があるんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 濟いません。

吉田議員、かためて質問続けていただいて、ぱっと固めて……。

○吉田日出夫議員 議長、お答えになる内容によって私は聞いているんですけど。

○議長（橋本恭子） 言い方がちょっと、ぱんぱんというんじゃなくてかためて言っただいて、それについて聞いていただくという言い方にしてもらいたいと思います。

教育次長。

○教育次長（神南隆司） 日報の具体的なレイアウトについて私は今のところ承知しておりませんので答えることはできませんけれども、私がセンター所長からもらってるのは、通常円満に終わったとしてもきちっと報告書が上がってくるんですけども、特に子どもが注意してるのは、異物混入なんかがあった場合の報告書などはより詳細に上がってくるようにいたしております。

今議員がお尋ねのように、毎日毎日上がってくる定例的なものについては、その様式自体は私は承知しておりませんので、どんな内容かということの詳細にお答えすることはできません。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今の次長のお答えでは、要するに日報として最終的にセンター長が確認をして、きょうはきょうの献立を含めて全て問題なかったというような日報はないということなんですね。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 日報は必ずあると思います。けれども、その様式自体を私が承知しておりませんので、ここで答えることができないということを申し上げたわけでございます。先ほどその1つ前の答弁にもお答えしましたがけれども、円満に終わったとしても日報は必ずあるというふうに認識しております。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それと、先ほどのこの配膳の……。

（佐野芳彦議員「吉田日出夫議員、もうちょっとマイクのほうに近づけて言って下さい。離れてしまいよる」の声

あり)

冷静に。小さく。

配膳をされるということで、2時間以内に給食が配膳されるということなんですけども、これは1台の車で各校を回られとるんですか。そこら辺どうなっておるんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 小規模な学校については併用している場合もあると思いますけれども、議員御存じのとおり、太子町では2メニューですから、中学校と幼稚園が同一メニュー、小学校は同一メニューという形でメニューが1日2系統ありますから、例えば龍田小学校と龍田幼稚園が近くにあるからというでも一緒には配れないと思うんです。そういった意味で、どういう配送ルートをとってるのかということをお私ちょっと詳しくわからないんですけれども、現在4台の車が動いているわけですから、2時間以内に配るとする県の通達を遵守しているということは間違いないと考えております。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それと、先ほど栄養士の件についても少し……。

○議長（橋本恭子） もうちょっとマイクに。

○吉田日出夫議員 できばえをお聞きしたんですけれども、栄養士さん自体は作業場にどれぐらいの頻度、また時間を要して、その管理をなさっておるんかを教えてもらいたいんですけど。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 太子町の給食センターの場合は、県費の栄養教諭が2名います。その先生は献立から全て、先ほども申しましたように、味見もしますし、作業、できばえ等も見ますし、何時間とか何分作業場に入ってるんだということはちょっと私この場ではわかりません。確認はしてるということは間違いありません。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 時間をかけて、きちっとおいしい献立をしていただければと思います。それと、今後も安心して安全な給食が配膳されるように、業者に対しての指導も継続をお願いしたいと思います。それとまた、機会がございましたら一度給食センターの視察をさせていただけたらと要望いたしておきます。

それでは次に2番目に、新庁舎建設についてですけれども、まず1番目に新庁舎の建設の制限付きの一般競争入札が公示されて、この入札の受け付けが2月5日、6日、それから資格審査結果の通知が14日で、3月17日に入札の実施というスケジュールで動いておるんですけれども、1番目にこの新庁舎の工事の制限付き一般競争入札が公示され、参加申し込みの状況は今日の朝の時点ではどれぐらいかという形と。

それと2番目に、着工時期は予定の平成26年3月で間違いはないか。

それと3番目に、町民や議員の意見を取り入れて——従来から我々議員として委員会とか特別委員会、本会議でいろいろお答えをいただいておりますけれども、実施設計の結果を。その中で、先立っても5億円の債務負担行為の追加があったんですけれども、それ以降また努力をしてそういう金額の低減化ということをおっしゃっておったんですけれども、どのような形の推移になっておるかお聞かせ願いたいと思います。

それとまた、この一連の結果をいつの時期にどのような形で住民に知らされるつもりなのかお答え願いたいんです。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず1点目の、参加申し込みの状況についてのお答えを申し上げます。

今おっしゃいましたが、平成26年2月5日、2月6日の期間で入札参加申し込み受け付けを行いました。13社より申し込みがあったところでございます。資格審査後の13社に入札参加資格者として確認通知を行い、設計

図書の配付を行っております。その後13社のうちの2社が辞退したため、現時点では11社となっております。

着工時期はという御質問でございますが、25年度から27年度の期間で債務負担行為の議決をいただいたところございまして、新庁舎建設工事の契約議案につきまして、3月議会での追加提案の予定といたしております。3月17日に入札執行して、議会の議決をいただいた後、本契約を行いまして、3月中に仮囲い等の仮設工事により着手する予定でございます。

町民や議員の意見を取り入れた中での金額はどの程度削減になったのかという御質問でございますが、新庁舎建設事業につきましては、基本設計で掲げた「人がつどう、まちをめぐる、太子がつながる」を基本コンセプトに、開かれた庁舎として住民や議会の方々の御意見をお聞きしながら計画を進めてきております。コスト削減につきましては、単に初期投資のインシヤルコストだけでなく、長期的な視点でのライフサイクルコストにも重点を置きまして、できる限りコストの低減に努めてまいりました。

主な削減項目につきましては、建築関係では内外の建築仕上げ材の再検討や屋上緑化の見直しなど、設備関係では無停電電源装置及び自家発電設備の容量の見直しなど、細部にわたり基本設計より見直しを行っております。しかしながら、人件費や材料費の高騰による影響もあり、経費、消費税8%を含めませんが、概算で7,800万円のコスト削減といたしているところでございます。

町民への説明会はいつかというような御質問でございますが、説明会は3月に執行予定の入札と契約の結果、そして施工業者との工事に関する調整や着手の状況などを踏まえまして開催したいと考えております。過去に開催しました新庁舎の基本設計や実施設計に関する説明会と同様の開催を予定しておりますが、開催日時や場所などは広報紙やホームページなどを通じ町民に周知する期間も必要で

すので、現在のところ5月の開催となる見通しでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 先ほどお答えの中に、コスト低減の中で建築の今度仕上げの問題とか、屋上の設備の改善とか、いろいろお聞きした思うんですけども、これは前回にもそういう内容でお聞きしたと思うんです。これこの説明以降に何かほかにそこら辺を検討なさった、改善をなされる、そういう項目があるかということでお聞きします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 見直し事項でございますが、執務棟南の通路の交流センター大屋根の軒天井を長期的なメンテナンス費の削減の検討を行いまして、ボードをペンキ仕上げからアルミ材への変更を考えております。また、地域交流センター2階研修室4室ございますが、その放送設備については今回についてはもう取りやめということを考えております。それから、電話交換設備の方式の見直しとして、IP電話からデジタル電話に変更する予定でございます。細かいこともありますが、私が報告を受けておるのはそういったところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 新庁舎に関しては……。

○議長（橋本恭子） もう少しマイクに。

○吉田日出夫議員 質問は終わりますけども、とにかくいろんなところで太子町は新庁舎建設ということでアピールというのかそういうお話が出ておりますけども、我々は町税の40億円近いお金をかけて工事をやられるんで、謙虚な気持ちで真摯な対応を継続していただきたいと願っております。

それから3番目、町長の施政方針についてですけども、町長はこの間の本会議の1日目の中で8項目の立派な事業計画を上げられておるんですけども、それで特に子供たちが本場に立派に育つような教育とか子育ての問題

に対して取り組んでおられるんですけども、この8項目を本当にできるだけ、できるだけというより本当は8項目が全部が考えてある計画のとおりできたらいいんですけども、これを進めていく上においても、我々はいつも思うんですけども、財源の確保が大事だと思っております。そういう意味で、次の3項目をお聞きするんですけども。

この間も新聞を見ておりますと、太子町の太田小学校の児童が住みたいまち、こういう提言をし、その成果発表をなされておる中で、町長もそれに答える形でコメントされておりますので、その気持ちをきちっと踏まえた上で頑張ってもらいたいと思います。特に農業や工業のグループの子供たちは、今のイチジクや太子みそなんか商品化に向けての拡大ということを言ってるんですけども、ここに付け加えられるのがタケノコも入ると思うんですけども、こういう形がもっと本当に早く、太子町が本当にこういうことをやってるんだということがもっと大々的に伝わるように御努力を願いたいと思います。

それでは、項目ですけども、1番目が農地効率利用推進、これ農地バンクの一端ですけども、利用権設定等促進事業の事業費が0円の理由は何でしょうか。

それと2番目、休耕田有効活用、大豆等の助成金の支払いは——これは本当にこういう助成を出していただいて、生産している人間は本当に喜んでおるといふ形は、私らは聞いて感じております。

それから、3番目の工業地域の確保と企業誘致、この内容に具体的にはどのような計画があるのかお教えいただきたいんですけども。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、第1点目の利用権設定等促進事業でございます。

利用権設定等促進事業は、町が農業委員会など関係機関の協力を得て、農地所有者や農業者等からの農地の貸し借りの申し出をもとに貸し借りを成立させる事業です。具体的には、町と農業委員会が貸し借りの成立が適当

かどうかを事前に審査し、審査の結果、支障のない場合は、町が農地の貸し借りの内容を農用地利用集積計画書にまとめ、農業委員会の決定を経て、公告、手続を行う事業であります。利用権の設定内容、賃借料等については、当事者同士の話し合いで決定します。簡単な手続で農地の集約を図る貸し手及び借り手の届け出による事業であるため、事業費は発生しません。

続きまして、大豆等の助成金の支払いが遅いのはなぜかということでございます。

休耕田活用事業、大豆補助については、平成25年度が事業開始初年度であったこともあり、全生産者からの提出を待った結果、遅い生産者もありましたので、事務手続に日数を要してしまいましたが、平成26年度については、25年度の経験を踏まえて迅速に対応したいと考えております。

工業地域の確保と企業誘致についてでございます。

工業地域については、都市計画法が適用された昭和46年に市街化区域と市街化調整区域に区分されました。市街化区域の中に工業地域として25ヘクタールが区分され、場所としては東芝の工場の区域がそれに当たります。工業区域として今後も確保するとともに、土地利用の促進に努めていただくよう企業に申し出をしております。

企業誘致については、先に説明したとおり、工業地域が東芝の敷地になるので、その場所への企業誘致は不可能でございます。

また、町内には都市計画法の施行前より立地する既存の不適合工場が点在しており、同じ敷地での建てかえや一定条件内での増築等は可能であります。住宅や商業施設などとの用途の混在が見られ、環境改善の観点からもその解消が望まれているため、都市計画マスタープランにおいても課題として上げて取り組んでおります。

市街化調整区域内には既存宅地等によって建てられた工場も多くあり、先端機器の導入や工場敷地拡大による産業振興にも一定の都

市計画法の制限がかかっている状況でございます。そうした中、特別指定区域制度を活用した既存工場の用途変更や既存工場の拡張区域、地域振興のための工場区域等を調整区域内に定め、住宅地域などとの用途混在を防ぎながら、産業振興に努めたいと考えております。

また、市街化区域内において既存不適格工場の解消や老朽化した工場の用途変更などを進め、町内の優良企業や工場が町外に移転しなくてもよいような施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 1番の利用権設定促進の事業で、今事業費としては0円ということはお聞きまして、理解します。

ただ、ここであえてこれ述べておるのは、この利用権を設定しました場合に、お年がかれて田畑がそういう管理ができないということで、例えば我々が借りてそれを管理するというようにおいたらそういう管理費というのが要るんで、そういう意味合いで双方で互いが話し合いをという形が出ておるんですけども、町としてそういう休耕田の活用という意味合いも含めて、何かこちら辺が補助できるような形が考えられないかということをもたまた御検討願えないかという意味で言っております。

それと、この都市計画法のところでですけども、今我々もずっと以前から——（株）東芝さんもブラウン管なんかが終わりました遊んでる土地があるんですけども、そういうところを具体的に本当に（株）東芝さんとの話し合いがどのような形で現実進められておるのか、また今後どのように進めようとされておるのか、そういうところまで確認をさせてもらいたいということでお聞きしております。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） （株）東芝さんへは、太子町のほうから町長等が伺いまし

て、できるだけ早く土地利用していただくよういろいろな形でお願いはしておりますけれども、最近の工場につきまして非常に規模が大きかったりしますんで、規模的にちょっと難しいようなこともあって、なかなか話が進んでいってないというような状況でございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 この（株）東芝さんの件は相手あってのお話し合いになろう思うんですけども、例えばそれがなるならんは別にして、太子町としてはこういうことを計画、希望したいんだというような意見を考えた上で、そういうお話の場に臨まれておるかどうか、そういう形をお聞きしたいんです。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

それと、もう1番の双方の話し合いとか何とか言われてた2点。

○経済建設部長（堂本正広） そしたら、土地利用権設定のことについては、まだちょっと難しいかもしれません。個人の所有物でありますので、それに対して町が補助するとなるとちょっと問題があるのかなということもありますけれども、休耕田を利用するかそういったことについては、町も前向きに考えておりますので、今後検討したいというふうに思います。

また、（株）東芝のことにつきましても、おっしゃるとおり、相手があることですのでなかなか難しいということで、こちらからそういう適当な案があればお持ちするんですけども、なかなかそういうことにもなりませんので、（株）東芝のほうは非常に難しいかなというふうに考えます。

あと、後半のほうで、町のほうで答えさせていただいた調整区域内にある既存工場とかそういったものについても、今実際に廃工場のような形で土地利用されてないようなところもあります。そういう土地については、何とか土地利用ができるような格好で、特別指定区域に指定するとかそういった方法をもつ

て、できるだけその土地が有効利用できるようにすることをちょっと考えておりますので、そういったところでも企業誘致には何とかしたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 確かにあえて（株）東芝さんのような土地の場合にはお話し合いをするのも大変でしょうけども、そこをあえて頑張っていただくような形を我々はいつも望んでおりますし、またとにかくいろんな事業をやるにしても、先ほども言いましたように、この施策の事業計画、これを進めていくには財源がとにかく必要であるということはもう誰もわかったことなんで、そこへ行くように、つながるような太子町にならんことには本当に幸せなまちづくりに私はならないと思うんで、そこら辺を踏まえて上で、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 以上で吉田日出夫議員の一般質問は終わりました。

次に、平田孝義議員。

○平田孝義議員 こんにちは。7番日本共産党平田孝義、通告に従ひまして質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、不安定経済情勢の中、新庁舎について関連してでございます。

暮らしと経済では、今年4月より3%消費税率を引き上げ、実質8%の消費税増税が引き上げられます。それに伴い、年金では、昨年から実施されております2.5%の削減を進めているとともに、マクロ経済スライドを発動し、毎年1%支給削減、年金支給開始年齢も今68歳から70歳への先送りなども検討課題であります。また、医療費では70から74歳の窓口負担を2倍化、都道府県単位化の名による国保税の大幅値上げ、介護保険料などの国民負担増が打ち出されております。

また、アベノミクスによる異常な金融緩和によって株価は上がりましたが、庶民への恩

恵は薄く、円安による燃料と原材料、生活必需品の値上げが、家計、中小業者、商売人の方々の営業などを苦しめております。依然として国内の情勢が不安定要素の中、その犠牲は地方経済、地方自治体にまで深刻な形であらわれております。

また、雇用に関しても、労働法改悪による規制緩和が掲げられ、雇用破壊が避けられない流れの中、安心・安全なまちとしてどのように行政サービスを実現していくのか。

財政運営が厳しい中で、庁舎建設追加予算が、先の12月定例議会にて、賛成多数にて可決をされ、工事が着々と進んでおります。

そこで(1)ですが、町長の施政方針で述べられているように、人口減少と高齢化の進行による社会保障費などの義務的経費の増加は免れず、財政状況は決して楽観視できるものではございません。今後本当に暮らし、また消費税増税などによる大変な折、本当に福祉対策などがそういったことに無理が生じないのかといった中で、多額の支出は私たちだけではなく、子供、孫の代まで負の遺産を背負わすことになると思うが、この件はどのように考えておられるのか。

2番目に、限られた財源の中でどのような行政サービスを行うのか、また公共料金など水道料金などの値上げは避けていただきたいのですが、この件についてどのように考えておられますか。この2点に対してお答えをいただきます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず、1点目の負の遺産を背負わすというような表現でございますが、そのことについてお答え申し上げたいと思ひます。

庁舎だけでなく、道路、下水道、学校などの公共資産を整備すれば、その財源として地方債を発行し、その償還を将来において負担することは、世代間の負担の公平の観点からも当然のことと思ひます。これまでも太子東中学校、文化会館、総合公園などの大型事業の整備に多額の地方債を発行し、長期にわた

り償還してきております。

住民の交流スペース、防災避難拠点としての機能を兼ね備えた新庁舎の建設についても多額の費用が必要でございますが、ここ数年施策の見直しや経費節減などにより積み増ししておりました基金を活用し、できる限り地方債の発行を抑制し、将来への負担を軽減してまいりたいと考えております。

今後は、さらなる創意工夫により、住民ニーズに応えながら、状況に合わせた施策を展開し、安定した行財政運営ができるよう、最少の経費で最大の効果を得る原則に立ち返り、次世代に資産と財源を引き継いでまいりたいと考えております。

1点目は以上でございます。

水道料金のことでございますが、御指摘のとおり、地方財政の厳しい中、限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を得ることが行政に課せられた責務でございます。住民サービスを低下させることなく、庁舎建設を並行して行うことで、歳出の増加はやむを得ないことと考えております。今後とも、第5次総合計画、実施計画を基本として行政サービスの向上に取り組み、事業の効果、効率を改めて検証し、後年度での実施が可能である事業は計画年度を見直すことも視野に入れて財政運営を行い、経費削減を図ってまいります。

水道料金につきましては、企業会計でございますので、経営の観点から、また各種の使用料金等につきましては受益と負担の観点から、料金設定をいたしますので、直接関係のない事業の実施により料金を引き上げることはございません。ただ、財源の確保は重要なことでございますので、第5次行政改革大綱にも掲げておりますが、町独自の施策で歳出の削減とあわせて、町税や使用料等の滞納金の徴収や広告収入等の新たな財源を確保し、歳入の確保に努めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今副町長の回答いただきま

して、子供たちに負の財産を残すなどということから、道路整備などとか、また太子東中学校の設備に対する対策、また住民などの防災、そういうことにいろいろな観点からお金を使うということで、御説明がございました。

私、そういうことは当然のことだと聞いております。そういう中で、ただ気になるのは、財政難は当然なんですけど、今の経済が消費税の増税とかいろいろ、お年寄りの年金者の年金が削減されるとか、また医療費の増加とか、そういった中で、私は今日一般質問で当局の考えを聞きたいなということで質問に立っておるわけなんです。

そういう中で、暮らして言いますと、1年後、2015年10月にはまた消費税が現行の税率5%が一気に2倍となります。高度経済成長以降これまでに何度も税制改革がありましたが、国民に関する課税が3年間で2倍になるという事態が起きれば、本当大変な前代未聞の税率でないかということで質問をしているわけなんで、まず問題にしななければならないのは、税率が5%から10%へ増えるという伸び代でなく、2倍という伸び率がちょっと僕気になったわけなんで、それに伴い社会保障の税の一体改革ですか、それによって、結果、財政再建のためとか、消費税は福祉のために使うんですよと言いながら、その肝心な社会保障のためでなかったと。

ほんで、消費税増税で吸い上げた税金は、大企業に減税する。そして、巨額な開発と軍事拡大する予算に使われるという流れが事実なんです。そういった中で、地方財政もかなり苦しくなってる。そういう中で、きょうは質問をさせていただきたいなと思っておりますので。町がどんなことを考えてるかという気持ちだけお聞かせしたら、私はいいと思うんです。これは国の施策でございますので。

再度尋ねたいのは、福祉、社会保障が大変だから消費税を増税する一方、社会保障どころかいろいろな負担が国民に課せられております。ほんで、新庁舎建設上乗せ予算も、消

費税増税のために、アベノミクスによる物価高騰、資材料、また人件費など建設にかかわる諸費用などがかさみ、5億円もの追加予算になったということで、この間の12月の補正予算ですか、審議されたわけなんです。そういった中で、町民にとって本当に暮らしに大きいのしかかるといふ、この件がございませぬ。だから、例えば庁舎を建てるのは、太子町としては上げたから、住民に了解を得ればそれは建てられますけど、住民側として消費税上がったら本当困るわけなんです。そういうところ、本当にそれでいいんか悪いんか、端的に本当言うたら町長に聞きたいんです、この件。いろいろ施政方針なども述べられておりますから、できれば町長に、消費税はやっぱりだめなんだとか、いいんだと、そういうことをちょっと聞きたいんですけど、一言で結構ですからちょっと回答いただきたいんです。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先の12月議会でも消費税等のこともおっしゃってますし、私も再度読み返したところでございますが、これは先ほども国のことだからと言いながら私どもにお尋ねでございますが、法というものが改正されたら、私どもはそれに肅々とその法律にのっとってしていかなければならないところでございますので、はっきり申し上げて平田議員のおっしゃる意味がわからないところがございませぬ。

ただ、暮らしということ言えば、確かに税が少なくて、それでより大きな福祉が得られるのであればいいんですが、国もそれが無理だから税として8%なり10%ということに決めていったところでございますので、これは民主主義の中で、国会の中で決められたことでございます。それに基ついて、税については私どもは肅々とその法律を守ってやっていかなければならないと思います。

暮らしの中で言いますと、例えばこの庁舎につきましては、暮らしというよりは防災という観点からは、これは何度もここでは申し

上げておりますが、現在の庁舎では、これは職員もそうですが、住民の方々も、もし万が一地震が起きたときに犠牲者はほとんど多いと思います。そういう意味で、住民の皆さん方の命を守る防災拠点をつくり上げていくということも、これは町としても考えているところでございますので、その辺のところは御理解をお願いしたいと、このように思います。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 副町長が言われるように、庁舎建設に対しては、確かに防災拠点となる庁舎ということで、私はそういうことは最初から理解をしております。

そういう中で、ちょっと質問が外れたような形で誤解されてるというように捉えたんですけど、例えばこの今言うた消費税が増税されることによって、消費税が3%上がった時点で、今までのデータ見ますと、96年度、これが3%上がっているんです。それで、滞納額が4,300億円、5%上がって98年には7,240億円、急激に急増しております。データはとりわけ滞納件数94万件から114万件に増加しておりますけど、太子町でも8%に税率が引き上げられれば、滞納者が急増するんじゃないかなということが明らかであります。そうなれば、当然この税の負担にもかかわるんじゃないかなということを懸念したことで私は質問したつもりだったんですけど……。

○議長（橋本恭子） 済いませぬ、平田議員、ちょっと質問から外れてるような感じがしますので……。

○平田孝義議員 だから、ちょっと待ってください。

○議長（橋本恭子） はいはい。

○平田孝義議員 暮らしとかかわるから、消費税のほうに入ってるんです。

再度質問というのは、例えば対象者に対する対応、例えば滞納者が出た、その1点と、消費税を転嫁できずして太子の倒産事業所、店を畳む商店さんが多く出るのではないかと

いう可能性を考えて私は質問しておるんです。ほいで、太子町としてこういう、倒産事業所が出たりとか、店を畳んだりとか、滞納者が次々と出たということになったら、どのように考えるのかなと思って質問しております。だから、その件だけちょっと教えてください。

○議長（橋本恭子） ちょっと休憩します。
（休憩 午後1時51分）

（再開 午後1時51分）

○議長（橋本恭子） 再開します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 一応暮らしも関係する中、また前段でも消費税に関する話も僕はしてるんです。ほいで、通告に外れるといっても、これは絶対に外せないことなんです、経済状況からしたら。そういう意味で僕は質問しておるわけで、それが外れてるというんだったら、それは外れとるで結構なんやけど、それやったらはっきり言うて、わからないことはわからないでいいじゃないんですか、こっこの質問に対して。

質問変えて、質問させていただきます。

○議長（橋本恭子） それでは、お願いします。

○平田孝義議員 そういった中で、このような状況の中、財政的に税収が減少するというおそれがありますけど、この点についてはどうなんですか。この一言だけ教えてください。

○議長（橋本恭子） ちょっと入ってない。
ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午後1時53分）

（再開 午後1時53分）

○議長（橋本恭子） 再開します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 そしたら、このような不安定経済情勢の中で、新庁舎建設に多額の予算をつぎ込むことによって、先ほど副町長が言った水道料金などは今のところは値上げはしないと、これはまた違う財源であるということも説明もらっております。ただ、福祉など

のサービスが住民に行き届かないのではないかなど。

そういった中で、庁舎建設費用は土地込みで約40億円ですか、土地が入って。ですね。40億円ですね。それで、太子町の人口比で世帯数の負担金を計算しますと、1世帯約32万円の額になります、これ。1万2,500世帯とした計算でなれば。一方では、消費税増税、また社会保障の一体改革、またそれによって年金の引き下げ、それで医療費窓口負担増、国民健康保険、介護保険値上げ、さらには働く人の年金引き下げ、年金支給率が、先ほど言いましたように、68歳から70歳へ検討されつつある。こういった中で、住民にとって多くの負担が強いられております、今現在、これから。

そこで、尋ねたいのは、庁舎に対して無駄を省き、1世帯約10%を削減すれば、これ約4億円となります。ざっと計算して、20年として計算すれば4億円となります。ということは、年間2,000万円ですか。それによって経済活性化対策、まちを生き生きさせるためにお金を生かす政策に少しでもかじをとれば、住民にとって必ず後には福祉など展開が開ける本当の安心・安全のまちに結びつくのではないかなということ、きょうはこの質問をしたかったんです、はっきり言うて。新庁舎建設だけにとられることなく、今後の不安定な情勢を乗り越えるためにも、住民に負担だけを押しつけることなくこの件をしていただきたいということで、本来北川町長にこれお聞きしたかったんです、どうかっていうことを。

○議長（橋本恭子） 濟いません、暫時休憩します。

（休憩 午後1時56分）

（再開 午後1時57分）

○議長（橋本恭子） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（八幡儀則） 平田議員がおっしゃるのを私全然わからないと言ってるわけでは

ないんです。

もちろん、住民に返ったら税金は少なくて、だけど受ける施策といいますかそれは十分なものにしてほしいというのは、これは誰でも当たり前のことで、ものを買うときに品質のよくて安価なものをというのを求めるのと同じような感じです。これは一般住民の目線から言って当然のことなんです、今現在子どもが置かれている状況というこの役場庁舎の中で、一般住民の方々もやっこの庁舎に取りかかるんだというような意見のほうが私は当然多いように思います。県下41市町あった中で、太子町ほど60年近い庁舎を今も使っているところはもうはっきり言うてありません。それは、先ほども言いましたが、防災の拠点ということを考えれば、これは住民の皆さんの命を守る、また住民の皆さんの個人情報も守るというようなことも含めて、必要な建物であるということは間違いのないところでございます。

それから、財源のことでいろいろおっしゃってますが、子ども何回も御説明いたしておりますとおり、今現在年間約1億4,000万円の元利償還金というものを払っておりますが、それが平成30年度においては全て、保健福祉会館、あすかホール、それから筑紫の丘斎場も終わって、余裕が出てくる。その関係の元利償還については、前のたしか説明では約1億4,000万円というふうに説明してると思ってます。約1.8%の利率で年間約1億4,000万円の元利償還が3年据え置きで始まっていく、平成30年度から始まっていくところでございます。

そうすると、今の状態、今の福祉施策については十分賄える状況の中でございますので、それからこれからは子どもは行財政改革はもちろん努めてまいりますし、そういったことのないように、財政破綻を起こさない十分な見通しを持って、この施策に取り組んでいるところでございます。

ちなみに、平成12年に首藤町長が町長になられたときは、財調は6.7億円でございま

た。それが、たしか今現在18億円近くなっていると。財源としてはそこまで財調の中で積み立ててもきましたし、公共施設建設基金についても約9億円のところにきているところでございます。それを取り崩しての行政運営をしていきたいという、そういう十分財政をにらんでの今回の庁舎に取りかかる決意に至ったところでございますので、御理解を賜りたい、このように思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 住民も今から先大変なことを背負っていかなくていけない。これも、もちろん国の施策によってです。そういった中で、今副町長が言われたことは、私も本当百も承知なんです、はっきり言うて。大変だ。大変だからこそ、私はやっぱりこういうことも考えていただきたいということで。新庁舎建設だけが私たちの夢ではないんです、はっきり言うて。少しでも無駄を省いて、太子町がこれから経済活性化する方向にもある程度はお金も投じていただきたいなど。それによって、いつか住民が喜べるということをやっていたきたいということで発言をしておりますので、ぜひこれをやっていただきたいなと思います。

今の件に関しては、もうこれで一応終わらせていただきます。

2つ目ですが、医療についてであります。

この医療も都道府県単位化の名のもとに広域化になるわけなんですけど、保険料の大幅値上げなど、さらには国民負担がまた打ち出されています。そこで、70歳から74歳の窓口負担の2倍化といいます、いわば上がっていくと、倍々に。入院医療を狙い撃ちする制度改悪も計画されており、医療の崩壊を加速して国民の命と健康を脅かす改悪にほかなりません。この件に対して、太子町行政の考えをどう考えておられるのかお聞きしたいなど。これに加え、また介護保険の値上げなどもなされると思うのですが、この件についてもお尋ねをいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） お答えいたします。

国の社会保障制度改革国民会議の報告書を踏まえたプログラム法案が昨年12月に成立いたしましたして、平成29年度までにさまざまな医療制度改革が実施されることとなっております。また、平成26年度診療報酬の改定においては、急性期病床に偏った現状の医療提供体制の適正化と地域の受け皿の充実が図られています。これらの改革の大きな目的は、高齢化の進展や医療技術の高度化等による医療費の増加が一層進む中、国民皆保険制度を維持し、持続可能な社会保障制度を確立することにあると理解しております。

この目的のもと、国保運営主体の都道府県広域化による財政基盤の安定化、一部負担金の特例措置廃止等による保険給付の見直しを図られるとともに、保険料賦課限度額の引き上げと低所得者に対する軽減制度の拡充によりまして、負担の公平性の確保も図られているところであります。

本町といたしましても、これらの改革は将来にわたって社会保障制度を維持していくために必要な改革であると考えています。今後におきましても、国会や国と地方の協議の場において、具体的な改革の方策について議論がなされていきますので、我々としてはその議論を注視するとともに、必要に応じ兵庫県町村会等を通じ、意見を述べていきたいと考えてます。

また、介護保険料についてですが、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、介護保険事業計画の3カ年における介護給付費、介護予防給付費及び地域支援事業の総額の21%と介護保険法等で定められております。今後の介護保険料でございますが、平成27年度から29年度の第6期介護保険事業計画を平成26年度に策定いたします。策定に当たりましては、ニーズ調査を実施し、介護保険事業量や被保険者人口、要介護認定者数などを推計し介護保険料を決定いたしますので、現時点

での介護保険料改定額を推測することは不可能でございます。

しかし、今期における介護保険給付費の執行状況及び今後の介護保険利用者が増加し、保険料を負担する人が減少するという今の社会構造のみで勘案いたしますと、現在の介護保険料を維持するには非常に厳しい状況であると考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今生活福祉部長のほうから回答いただきまして、都道府県の県単位の広域化、これは避けられないと。そういう中で、国民健康保険、また介護保険の値上げなども、これから先どうなるか、結果的にはわからない。そういう中で、国保の運営についても医療費削減、この削減というのは県のほうとか国のほうが削減するために、市町村による税金投入を抑えるなどによって、私たちの住民負担増になると、国保料の上限を招くことになるのではないかという心配から、私は質問をしております。

そういった中で、町民の安全・安心を守る、もちろん防災も健康といったこういうような福祉も一緒なんですけど、例えば国が削減すれば、どうしても町としてもそれを削減するか上げなくてはいけない。それと、介護の場合、市町村はこれまでどおりサービス提供するとすれば、持ち出しを余儀なくされず。逆に上限内でそれを抑えようとするれば、サービスを切り捨てることになります。そういった中で、そうなった場合、介護に関して町民の負担をどのように考えているのか。これを一度お聞きしておきます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 議員おっしゃるとおり、今回の改正につきましては、ほとんどが国の制度、県の制度、県の行革、これに基づいて改正されたものでございまして、本町におきましても、先ほど副町長が申し上げましたとおり、この制度について末端市町については追随せざるを得ないというふうな

認識でおります。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 介護保険や国民健康保険のこういう話をしてたら、行くところ行き届かずということになりますので、どうか高い行政サービスの実現と、また限られた財源に効率的に活用していただいて——先ほども質問してお聞きしましたとおり、住民の負担は確かに大きくなると思います。そういった中で、県によって保険料を上げず現状維持でやっついこうしている、そういった広域連合も生まれております。そういったことで、積極的に財政安定化基金を活用して、高過ぎるこの保険料を抑えることを求めて県のほうに強く訴えて、そういったようにお願いしたいなと。それに、国民保険料の引き下げなどの要望をぜひ上げていただいて、次の質問に移りたいと思います。

3点目は、労働者雇用法案についてであります。

これも、政府は世界で一番企業が活躍しやすい国のスローガンのもと、正社員にも非正規社員にも不安定雇用を広げ、賃下げと労働条件悪化をもたらす雇用破壊を押しつけようとしている法案でございます。

1つは、非正規雇用の拡大と固定化を進めることで、派遣労働を常用の代替にはならないという原則を覆し、企業が派遣を常用できるようにする労働者派遣法の改悪であります。残業代ゼロの合法化と、企業にとっては雇用自由への規制緩和です。

そこで、質問でございますけど、このような法案が国会にて通過し、法制化されれば、太子町の働く人たちにとって大きな問題であります。また、この町の財政においても大きくかわる問題だと思いますので、この件についてどう思われますか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） このたびの派遣法改正の案については、派遣は臨時的、一

時的な仕事に限る常用代替防止という現行制度の考え方について根本から再検討が必要ということで、制度発足以来の全面見直しを提起し、常用代替えの防止は派遣という働き方があくまでも例外的な制度のため軸に添えられたもので、雇用責任を負わずに労働者を使えるなど使用者企業、派遣先にとって余りに都合よく、労働者にとっては無権利で不安定となる働き方であるという考え方がある一方で、経済、産業構造の変化に伴い多様な就業形態を必要とする企業側と労働者の就業意識の多様化を背景に、専門的な業務や特別の労務管理を必要とする業務のほか、臨時的、一時的な業務における企業と労働者の迅速なマッチングを可能とし、労働市場において交渉力の低い労働者に多様な就労機会を提供するなど、労働市場に有用な労働力需給機能を果たしており、仕事とプライベートの両立が図りやすい、働く期間や時間を自分で選べる、またすぐに仕事につけるといった理由で派遣という働き方をみずから選ぶ派遣労働者も多いなど、働き方の選択肢の一つとなっているなど、さまざまな意見があり、労働者や派遣元、派遣先企業、正規雇用を望む者、望まない者など、企業及び個々の労働に関しての考え方が違うため、町としてこのたびの改正案に対して意見を述べる立場にはないというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 これは地方行政にかかわりなく国が決めることであるということで、個人的なことに対してもそういうことはかわりたくないという見解かなと思います。ただ、この法案が可決されると、先ほどより質問しておりますとおり、多くの働く人たち、家族にとって、大変なことが起こります。何時間残業しても8時間労働とみなす裁量労働制の拡大、一定年収以上の労働者の残業をゼロにするホワイトカラー・エグゼンプションの導入などが練られております。それに、考えておきたいのは、解雇による規制緩和で

す。仕事内容や勤務地などを限定され、首にしやすい限定正社員制度の法制化、不当解雇であっても、企業がお金さえ払えば働く人を首にできる解雇の金銭的解決の導入などを進めようとしております。

そこで、再度お聞きしたいのは、私たちの町は県下で一、二を争う若い町であります。このような法案が国会を通過しましたら、働く人の空洞化が生じます。そこで、質問です。そんな若い人たちの働く場所、収入についてどのようにお考えなのか。また、この条例が制定されれば、町の財政にも必ず影響が出ると考えられます。この2点についてどのようにお考えですか、お答えください。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然正規職員というものは雇用する義務がありますし、また逆に非正規であっても、我々の制度として終身雇用というものは過去にありましたけれども、そういったときには、要は一度職業につくと職業を変えることはできないと、逆にそういう制限もあります。今の派遣でありましたら、例えば何社かいろんな体験をして、その中で自分に合ったような職業を選ぶということも可能でありますし、またそういう期間限定でありますので、例えば余り働いてない方が期間だけ働こうという意欲があって、ある一定期間働くというようなこともございますし、当然その雇用を切られるということになると生活は大変やというようないろんなことがございます。ですから、一概に今の法律が変わったからといって一遍に生活が変わるかという、そういうこともないと思われまますし、この法律自体が1985年にもともと創設されて、それから20年以上経過しておるところでございますので。

ただ、財政的なことを申し上げますと、当然所得が減りますと住民税とかそういったことで町税にも影響はしますけれども、逆に期間限定で働くような方が増えれば、収入自体は少ないかもわかりませんが、多くのの方が雇用されるということになって、税収も

上がるということも考えられますので、一概に言われるように法として悪いということにはならないというふうにも考えますので、特に町としてその問題について意見を述べることはないというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今部長が言われた雇用の仕組み、これは今現在のことだと思うんです。

今国民会議なるものでこういう法案が上げられてきてることを私は今ちょっと言ったわけで、そういった中、解雇を自由にできるという規制緩和、今までだったら悪いことしたら首になるの当然ですけど、ちょっと気に入らなかつたら、あんたやめてくださいよと正社員でも言える規制緩和なんです。

それと、仕事内容や勤務地などを限定され、首にしやすい限定正社員、そういった制度の法制化なんで、例えば（株）東芝さんで働いてって、いや、私はもうよその地方に行きたくないよって言うたら、簡単に首にされるというような、昔はいろいろとそういう問題ではかなりきついことがあって、正社員やめさすということになったら大きな問題でした。でも、これからそういったことがいとも簡単に、裁判を起こしてでもお金さえ払えばできるという法案なんです。そういうことが今取り沙汰されているから、太子町としてもどうかと、こういうことも考えていただきたいということで、私はちょっとお聞きしたわけなんで。

そこで、仕事についてですけど、例えば太子町が悩みとか若者の家族を対象として相談などを専門職によるサポートステーションですか、引き続き改築するとありますが、これも関連したことで、これは広報などで知らせているんですか、それとも広報の案内で年に何回ほどこれ報道されているんですか、それを教えてください。

○議長（橋本恭子） ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午後2時20分）

(再開 午後2時20分)

○議長(橋本恭子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長(堂本正広) これは、ひきこもりであるとかそういったことで、なかなか社会へ出ていけないような方に対して、指導、助言を行いまして、何とか社会へ出て行って働けるようになるというふうな制度でございます。これにつきましては、ちょっと回数までは覚えてはないんですけども、年に四、五回そういうふうな教室といいますか、そういう場を設けまして、相談者を募りまして、予約して相談を受けております。たしかこの3月5日か6日にも、中央公民館のほうでそういう講義、その後相談会というものを設けております。

以上です。

○議長(橋本恭子) 平田孝義議員。

○平田孝義議員 それと、広報なんかは何度載せられとんですか。年間何度ぐらい案内されとんですか、こういうことがありますよというふうな。

○議長(橋本恭子) 経済建設部長。

○経済建設部長(堂本正広) 先ほども申し上げたように、回数はちょっと把握しておりませんが、事あるたびに広報等に載せて周知させていただいております。

以上です。

○議長(橋本恭子) 平田孝義議員。

○平田孝義議員 先ほど今言った法案が成立されればいろいろな問題が出るということで、私はこの今の質問をちょっとお話を聞いたわけなんです。だから、これからそういうことが起きれば、必ずいろんな悩みなどの人が多く出て、また多発する要素があると思います。そういった中で、相談に対して、そういった案内などをどんどん広報などに載せたり、またホームページなどに載せて、これから先配布してもらう、また自治会の配付物なども活用して、していただきたいということを私は強く要望をしておきます。

そういうところで、次の質問に参ります。

4点目の質問であります。

南海トラフ地震の避難対応についてということで、質問させていただきます。

近い将来に発生が懸念される南海トラフ巨大地震や山崎断層地震などの大規模災害に対しての備えについて、この前兵庫県の井戸知事が2月の初めごろに兵庫県の南海トラフ地震情報を分析して、対応、処置、また規模などをテレビにて報道されておりましたが、太子町としては、どのような分析、また対策などをされているのか。それに伴い、避難通路とか指定避難所などをどうなされているのか聞きたいと思います。

○議長(橋本恭子) 総務部長。

○総務部長(香田大然) 南海トラフ巨大地震につきましては、本町の震度予測が6弱と想定されておりますが、津波による影響はないと想定されております。今後建物倒壊数や死傷者数などの被害想定が、県において示される予定となっております。また、山崎断層帯地震につきましては、県が平成21年から22年にかけて地震被害想定調査を実施し、本町の被害想定結果における避難者数は最大で3,838人と予測されております。

現在本町における避難所は、避難者が安全で安心して避難生活を過ごすことができるかを基本事項として、町内の小・中学校、公民館など、23カ所の公共施設を指定し、収容能力は7,450名の避難者の収容が可能となっております。特に石海南地域につきましては、民間活力を導入し、民間企業との避難所の提供における応援協定を締結するなど、合計で1万162名の収容が可能となります。

また、避難路におきましては、住民の方が平常時から安全な避難路を計画していただくことを基本とし、各自主防災組織でも自主訓練を実施するなど、安全な避難経路を計画していただき、実際に町の防災訓練において避難訓練を実施しております。

○議長(橋本恭子) 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今南海トラフ地震に対する

震度6弱と、津波にしても影響がないということの説明でありました。

南海トラフ地震による揺れ、震度は播磨地域でも震度6から5と予想されている、これはこのとおりであります。災害時に避難場所となる公民館や学校の耐震性、またそれに対して問題はないのか。現在の建物基準、この建物基準が、以前に建てられた公共施設、一般木造住宅の数の確認など、これはなされておられるのか。倒壊や破損が考えられるが、耐震工事の推奨や耐震診断に対する助成など、対策は今後どのようになされていくのか、それをお聞きいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） ちょっと今手元に資料がございませんので何とも申し上げられませんが、耐震診断につきましては、小・中学校がもう既に済んでいるということがございます。公民館などにおきましては、耐震診断をする予定が今のところ、ちょっと詳細な資料がございませんので、わかりません。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 公民館なんかもまだしてないということですので、ぜひこれもいつ災害が起きるかわからないということで考えていただきたいなと思います。

そこで、町内に点在するため池、それと危険斜面、軟弱地盤等の把握はなされておるんですね。また、危険箇所に対する具体的な災害対策、これもどのようにされるか、こういうことももうやられとんですか、お聞きいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 急傾斜地につきましては、把握いたしております。それから、ため池等のところも把握いたしております。また、それに関しての工事につきましては、県事業であったり、また国・県補助をいただいた町の事業であったり、さまざまでございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 そういうことで、とにかく

こういう災害に対することは極力力を入れていただいて、早いこと対処することも考えていただきたいなと思います。

それと、山崎断層についてですが、活断層の運動による直下型地震としては山崎断層の活動が危惧されているわけで、国の地震調査研究推進本部の調査によると、山崎断層北西部の地震活動が起こるとマグニチュード7.7、南東部が運動すると7.3、また断層主体部全体が運動すると8.0の大地震と予想されると。こういったように、南海トラフ地震同様大きな地震であるということはもうはっきりとされているわけで、太子町の防災会議による地域防災計画を見ますと、そつなく計画ということはちゃんと出ており、確認しております。災害が本当に起きたときに機能するかというのが大切であります。

そういった中で、避難経路など、随分最近では新しいおうちが建っており、それで道なんかもわからないような方々も多分住んでるかと思えます。そういった中で、今後道路なんかの避難通路ですか、経路ですか、そういうことも早いこと知らせてあげるということも大事じゃないかなと思います。

それと最後に、これはお聞きいたしません。とりあえず、提言であります。

防災教育と防災知識の普及について、太子町は本当に風水害や地震の大きな災害を受けることがございません。穏やかな恵まれた地域と見られている。しかし、本年2月14日から15日の関東甲信地方の記録的な豪雪、各地で発生してる局地的豪雨や激しい竜巻などが予想できる災害が各地で発生しております。

太子町の方々は、仕事、就職、進学、家族やグループ旅行、家族、友達との交流などで国内外に動く機会も多いと思えます。出先、旅先で、いつ大震災や台風など、激しい自然災害やガス爆発、火災など、人為的災害に遭遇するかわからないと。そういった中で、いざというときの命の安全や減災のために、災害や防災に関する基本的な知識を身につけることが大切と考えます。そのために、町とし

ても防災教育や学習、防災知識の普及活動の充実に向けた取り組みを今以上に図るべきかと私は思います。そういったことで、提案をして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本恭子） 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

次に、堀卓史議員。

○堀 卓史議員 2番堀卓史、通告に従いまして一般質問を行います。

26年度の町長の施政方針についてですが、まず初めに北川町長は平成24年8月の就任以来、この3月で1年と7カ月が経過しようとしています。選挙のときに公約として選挙公報にも記していましたが、5つの課題として、力強いまちづくりへの行政改革、教育環境の充実、住民サービスの向上、健康でいきいきと暮らせるまちづくり、そして新庁舎建設と上げられております。あくまでも主観ではあるのですが、5つの公約の中でも特に教育環境の充実に強い思いを感じることができるのですが、町長として5つの課題は現時点でどれくらい達成したと感じているのか、また今後同じ思いで進んでいくのかを伺います。

次に、2番といたしまして、26年度施政方針に上げている政策に誰もが支え合って暮らせるまちづくりについて伺います。

障害者福祉の推進で、第5次総合計画の基本構想でも上がっています障害者と健常者がお互いが特別に区別されることなく、社会生活がともにできるという考えがノーマルであるという社会理念、いわゆるノーマライゼーション社会の実現に向け、取り組んでいるというふうに感じております。障害児の育成に対しては、事業所に対する支援や相談事業の充実を行うとありますが、特に町長は子供の教育に熱心に取り組んでいるように見受けられますので、障害児の教育の部分での思いをお伺いします。

次に、3番といたしまして、政策3のところ、子供たちの笑顔があふれるまちづくりについて、新規事業として義務教育初年度の

小学1年生の国語教育の指導補助員を4小学校に5名の配置を行うとあります。まさに、言われている学習習慣の体得に効果的だと思いますし、人材を育てる町としてはとてもよいことだと思います。先の質問でも町長の公約について聞いておりますが、教育環境の充実で、学力の底上げにつながってくるものだと思います。やはり思いの部分でのあらわれだと思いますので、具体的な事業内容等ではなく、その思いを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） それでは、最初の質問に対してお答えをさせていただきます。

選挙公約におきまして、町民の皆さんが住んでよかったと思えるまちづくりのため、教育環境の充実、住民サービスの向上、健康でいきいきと暮らせるまちづくり、力強いまちづくりへの行財政改革、庁舎建設と5つの課題を掲げさせていただきました。いずれの課題も、住民一人一人がこのまちに住む魅力を感じ、互い手を取り合ってより魅力的なまちづくりが築けるよう、太子町総合計画の基本目標である“和のまち太子”の実現に向けて、施策の展開を図り、地域課題に全力で職務に取り組んでおります。特に庁舎建設につきましては、平成27年度の完成を目指し、着実に歩みを進めさせていただいております。今後も、小さくてもきらりと光る太子町に向け、在任期間中の4年間で成果を残せるよう、しっかりと邁進していく所存でございます。

2点目ですが、特別な支援を必要とする子供たちの教育については、子供たちのライフサイクルを見通して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かい適切な教育支援を行う必要があると考えます。そのために、障害のある子供が、能力や可能性を伸ばし、自立し社会参加することのできるよう、医療、保険、福祉、労働機関等々連携し、社会全体のさまざまな機能を

活用していくことが重要です。また、地域社会の中で、積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子供や人々との交流を通じて、地域での生活基盤を形成することも重要であると考えます。

基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供ができるだけ同じ場でともに学ぶことを目指すべきであり、それぞれの子供が授業内容がわかり、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうか最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要であると考えます。近年は、太子町においても特別支援学校への進学ではなく、町内の小・中学校において障害のない児童・生徒との触れ合いの中で、ともに成長していく学習環境を選択されるケースが増加傾向にあるように感じています。そのような中、障害のある者と障害のない者が特別に区別されることがなく、社会生活をともにしていこうとするノーマライゼーションの考え方をもとに、本町の障害者教育においても可能な限り推進していくべきものと考えています。

しかしながら、現実には人的配置や施設整備等まだまだ十分でないものも多くありますので、今後においては、これらの問題点を一つ一つクリアし、誰もが支え合って暮らせるまちづくりとともに、障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮とその基礎となる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

3点目ですが、私は今日の変化の激しい時代の中で、一人一人の子供たちが、命をとうとび、自然を大切にし、他人への思いやりや寛容の心を持って多様な人々と共生する態度を養い、みずから課題を見つけ、その解決策を考え実行して、その責任をとることができる自立した人間としてたくましく生きていけるよう、行政や学校はもとより、家庭や地域が子供たちの成長にかかわる当事者として、

それぞれが責任と役割を自覚し、社会全体で子育てに取り組まなければならないと考えています。

行政は、子供たちの学力や体力、道徳性などの現状と課題を把握し、適切かつ実効性のある対策を的確に遂行していく責任があります。

学校は、子供たちが学びの意義を認識し、学習に意欲的に取り組み、確かな学力を身につけさせる教育を行う責任があります。

家庭は、教育について第一義的責任を有し、保護者が子供たちに愛情を注ぎ、家庭の温かい雰囲気と深い信頼関係の中で、互いが強いきずなで結ばれていることを実感しながら、いわゆるしつけとしての基本的な生活習慣の取得、自立心の育成、他人を思いやる心と心身の調和のとれた発達を促していく責任があります。

地域は、子供たちにとって家庭や学校と同じ大切な生活の場であり、多様な人間関係や社会の中での習慣や規範を学び、社会の一員として自己を育む場でもあります。地域住民は、子育てを行っている保護者に寄り添い、その不安や孤立感を和らげ、学校教育の場に自身の経験や技能、学習成果を提供するなど、みずからできる行動を積極的に行う役割を担う責任があります。

このたびの新規事業について申し上げますと、行政と学校の責任のもとに取り組んでいくものであります。9年間の義務教育のスタートに当たる小学校1年生の時期は、学校での学習習慣を形成する上で大変大切な時期であると認識しており、指導補助員を配置し、教員の協力指導のもと、話し方、聞き方など、学習の基本となるルールの指導などの充実を図ることにより、学習意欲や粘り強く取り組む態度が培われていくものであると考えています。少子化や社会環境の変化の中で、子供たちが学校外で群れて遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れ合う機会が減少し、人間関係、社会の中での習慣や規範など、従来なら自然に備わっていた社会性を身につけること

が難しくなっていますが、学校、家庭、地域、行政が連携し、社会全体で子育てに取り組み、自立し未来に挑戦する子供たちを私たち大人みんなで応援していくことが大変重要であると考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 堀卓史議員。

○堀 卓史議員 まず、1つ目の町長の公約に対しての取り組みっていうのを聞いたんですけども、私のほうから、町長、これはこうでしょうとかっていう内容でもないの、これはもう聞くだけというか、町長の意見を参考に、これから考えていきたいと思いません。

2番目の質問の中なんですけれども、障害のある児童に対して、現在小学校では学校支援ボランティアというものがあります。地域の方が学校に来て、協力して子供たちを見守る取り組みなんですけど、子供たちや保護者の方が大変喜んでいるというふうに聞いております。太田小学校では、昨年そのような地域の方々との学校の取り組みが評価され、表彰されているのですが、そのような取り組みっていうのは中学校や幼稚園でもあるのでしょうか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 今の質問ですが、小学校の目標と取り組み方と、また中学校とは違います。けれども、外部の方の援助を受けながら、指導に加わっていただくというようなことはございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 堀卓史議員。

○堀 卓史議員 そうですね。小学校と中学校もまた全然違うものでもありますし、もちろん幼稚園でも、素地を養うところでもありますので、全然環境が違うっていうのもあるんですけども、すごく地域の方との連携っていうのは大事だと思いますし、子供たちが多分安心して学校に行けるっていうか、知らない人が来ていても挨拶をしたりとか、地域

の方も中のことがよくわかったら、すごく安心できるんじゃないかなというふうに思いますので、絶対やってくださいとは言いませんけれども、そのような取り組みもまた考えていただければなというふうに思います。

3番目の質問なんですけれども、国語指導員の加配なんですけれども、この取り組みはすごく評価できるものであると思います。大変いいことだと思っております。

私の体験談なんですけど、自分や自分の子供に置きかえて考えたときに、九九を覚えるころに算数に対する苦手意識っていうのが芽生えたというふうにちょっと記憶するんです。もしこの1年生に対する授業が成功し、次の段階を考えるようなことがあるとすれば、3、4年生の算数の指導補助員の配置っていうのを考えるようなことができれば、もちろん子供も喜ぶだろうし、保護者の方も喜んでいただけるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺をちょっとお伺いします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 堀議員さんがおっしゃることはよくわかるんですけど、少人数で子供が教師と交われば、指導を受ければ、確かに学力は上がるんですけども、そこではどこまで少人数というようなことになると思いません。

まず、子供が何かを学び通せば、それから新たに自分がみずからの力で進むことによって、自信と喜びにつながってくると思います。このたびの小学校1年生の国語の加配教員と、加配というんですか指導補助というところ、自分から、みずから進んで学習ができる姿勢というものを培うための目的であって、それは先生の話聞ける、または自分で課題を見つけて、自分で取り組める子供をつくと。そうなれば、5年生、6年生、または中学校へ行っても、みずから進んで学習ができるというようなことになれば、学習塾も行かなくてもいいし、自分から進んで勉強ができると。

本来ならば、それは家庭学習で親がしつけないければならないのですが、昨今の社会情勢によってそれがままならないという状況が続いていますので、北川町長さんの御配慮によって、その辺のところを先生方の増員と、加配というんですか補助をしていただきまして、それがかなったというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 堀卓史議員。

○堀 卓史議員 そうですね。小学校1年生で、学ぶ力っていうか、勉強に対する素地を養っていく。文字に対する取り組みがしっかりできていれば、文章力っていうか、算数でも理解力が上がると思うんですけども、この3年生、4年生っていうところが肝なんで、そのときに九九を覚えたり、ちょっと今までやったら数を数えたり足したりっていうのは指を折ってできるような算数なんですけれども、またここでちょっとレベルがぐんと上がってくるので、やっていただけたらすごくいいのになというふうには思ったんですけども、はい。

最後に、町長に伺いたいんですけども、施政方針を聞いて、選挙公約に上げている内容をかなり意識したように思われます。事実、多くの新規事業がスタートする見込みですが、予算効果の面でかなり気になるところがあるんですけども、予算に対しての効果、そこら辺のことをちょっとお考えをお聞きしたいんですけども。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） お尋ねでするのでお答えいたしますが、26年度の予算案を現在提出させていただいておるところでございますので、1年間一生懸命取り組まさせていただいた後にその効果というのはあらわれるのかなと思っておりますので、今の時点に先のことをお話しするのはいかがなものかと思っておりますので、この場での答弁は控えさせていただきます。ただ、一生懸命努力はさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（橋本恭子） 堀卓史議員。

○堀 卓史議員 わかりました。

以上で質問を終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で堀卓史議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後2時50分）

（再開 午後3時04分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、一般質問を続けます。

次に、服部千秋議員。

○服部千秋議員 では、お尋ねをいたします。

1、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震や山崎断層地震などの災害に対して、行政と住民が備えるための具体的施策をどのように考えているか。

本町の最近の施策には、新庁舎の災害対策機能、現在の災害時避難場所の標識修理、避難訓練の充実など、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震や山崎断層地震などの災害に対して、行政と住民が備えるための施策が見てとれます。これらについての本町の考え方を説明されたい。住民意識の涵養についての考え方も答えられたい。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 本町といたしましては、南海トラフ巨大地震が今後30年以内に70%の確率で発生すると推測されておりますが、山崎断層帯地震におきましても確率の問題ではなく危惧しているところでございます。大規模な災害初動時におきましては、公的機関の対応はほとんど見込めない状況となり、出前講座や町の防災訓練、防災講演会などのイベント等、あらゆる機会を通じ、自助、共助における減災への取り組みの大切さや過去の災害における教訓を継承するなど、防災知識の普及や防災意識の高揚に努めていきたいと思っております。

また、避難所整備などのハード面や町防災訓練での関係機関との連携訓練、民間企業や

他市町との災害時における応援協定の締結などといったソフト面など、行政と住民が一体となって総合的な地域防災力の向上に努めたいと考えております。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 太子町地域防災計画を見ますと、非常に細かく書かれております。これでもかというぐらい細かく書かれており、これ本当に実施していくのは大変だろうなというふうに思うところではありますが、災害に対してどのように備えていくかの観点から、幾つか具体的にお尋ねをしたいと思います。

防災知識の普及計画において、防災関係機関は、一般住民等に対して災害に関する知識の普及を図るとともに、相互に密接な連携を保ち、単独または共同して町民に防災知識を普及、広報し、常に防災意識の高揚に努めるものとするという部分があるんですが、具体的に年間どの程度こういったことを進めていくとされるのか、これがまず第1点です。

それから、自主防災組織の関連ですけれども、これは行政のみでなく自治会の協力をいろいろと受けなければ難しいわけですが、年1回訓練のときにいろいろされてるのは存じておりますけれども、日常において、これ太子町地域防災計画の中に書いてあるんですが、自治会内における活動として住民の皆さんの理解と参加を得た上で、たつの市消防本部の指導、あるいは民生委員活動との連携を図り、次のような活動をする。①防災知識の普及、自治会の広報や集会時に「不測の災害」について考える機会を設ける。②防災に関する計画づくり、組織づくり（見直し）と書かれてるんですが、こういったことを実際に進めていくのは非常に大変なことだと思うんですが、自主防災組織との組織の活性化を自治会と連携してどのように行政としてされているのかなという点についてお尋ねをしたいと思います。

さらに、自主防災組織活動をしていく上で、普及啓発等に要する事業に対して公的な補助が必要なものについては太子町が援助す

るというふうに書かれているのですが、具体的にどのようにされていますでしょうか。

それから、要援護者に優しいまちづくりという部分があるんですが、こういうことを町民の方から言われたことがあります。御家族の中で寝たきりの方がおられまして、災害が発生したときに、行政の方もすぐに来てくれるのもなかなか大変だと思うので、家族で何とか連れ出すだけでもしたいけど、何とかならないんでしょうかとか、そういった御相談を受け、そういったことに関する何らかの補助みたいなのあるんでしょうかというようなことも言われたことがあるんですが、現状によってはこの補助はどうもない可能性もあるんですが、細かなことは後でこの場以外で聞きたいと思いますが、この要援護者にどのように援助の体制をとれるか、これについて具体的にどのように考えておられるか。

いっぱいあるんですが、余り今は細かいことばかり言うとあれなんで、以上の点についてお願いします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） この場でわかる範囲でお答えをしたいと思います。

防災知識の普及で年間何回とかという御質問なんですが、これは出前講座で、要請があれば1回、2回とか関係なしに出ていきたいと思えます。講演会は、今現在1回やっております。それから、イベントにつきましては、防災訓練も含めまして1回ぐらいということでございます。

それから、自主防の関係なんですけれども、これは自治会のほうに自助、それから隣近所の共助ということで、自主防災組織を組織立てていただいて、そして自分たちで訓練をしていただく、私どもが助言をするといったようなこと、それが実際に具体的に連携といえれば連携になります。ですから、御相談をいただければ、こういう方法論がありますよということはお伝えしていくということでございます。これは、今席でも何回もお答えをしております。

普及啓発の補助でございますが、具体的には補助はございません。

それから、要援護者にも優しい、これはもう当然のことなんです、じゃあそれを具体化するの口で言うほど簡単なことではありません。これ要援護者、いろんなケースがございますので、千差万別、個別のケースについてはこの場では答えられない。また、現場でも現場に合った対処の仕方があると思いますので、いろんなケースがありますので、一概には言えないというところでございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 自主防災組織について、今部長の答弁では、これは自治会のほうがされるので、御相談を受ければ相談に乗るといふ、そういう言い方ではありますが、本町の地域防災計画において、このように本町はやっていきたいというふうに考えてるわけでありますから、相談を受ければ相談に乗るとかなくて、この文言に自主防災組織の活性化に関する計画と書かれてるわけですから、活性化に向けて、行政としてはやらなければいけない。そのための施策なり、そういう姿勢で、行政の職にある方たちはしなければいけない。今部長は、相談を受ければ相談に乗るとかそういうことなのですが、それは私はずっとおかしいと思います。

この計画、立派な計画があります。今補助のことも聞きましたが、書いてあるけれどもないということでもございました。これ本当に立派なことがいっぱい、これでもかというぐらい書かれております。これ実施したら、すごい内容です。もう本当にたくさん書かれて、ページ数もたくさんあるわけですが、これを実際に実現すべく、行政の方たちは努力をしなければいけません。相談を受けられなくて、この計画の実施に向けて、担当部署の部長としてはやっていくべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 答弁する表現というものは、まことに難しいなというふうに思

います。防災計画に書かれていることですから、最大限努力するということが今席では申し上げられません。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 この内容は、非常に内容としては充実した内容になっております。行政はほかにもやるべき仕事たくさんありますので、ほかのことももちろんやらしてもらわなきゃいけないので、これを本当にやるのは大変なことでもございますが、これも頑張ってもらって、具体的に進めていただきたい。ここに書いてあることが書いてあるだけにならないように、実施を行政としてすべきであるし、していただくようお願いをしておきます。

2番目に行きます。

本町ホームページを他市町のようにわかりやすく親しみあるものに改善すべきでは。

現在の本町ホームページも全く工夫がないわけではありませんが、今後は他市町のように工夫していくべきであるということは、本町議会の総務常任委員会からも提言しております。新庁舎建設に合わせて、わかりやすく親しみあるホームページにしていくべきだと考えます。何か検討していることはありますか。新しくどのようなホームページにしようかと検討しているか、あるようであれば述べていただきたいと思います。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 平成21年4月に行ったホームページのリニューアルにおきましては、情報が一つにまとまっていなかったこと、アクセシビリティへの配慮がなされていなかったことなど、問題点を解消することができましたが、技術の進歩や情報化が目まぐるしく進む中、さらなる機能の向上が求められています。ホームページは、情報発信の大きな手段であるとともに、住民の参画と協同の観点からも欠かせない媒体であると考えております。

そういった時代に対応できるよう、近年急速に普及したスマートフォンの利用者に配慮

した画面の変換機能や音声による読み上げ機能、外国語への変換などに対応し、誰もが使いやすい、情報発信のかなめとなるようなホームページになるよう検討しております。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今ハード面について主にこのように変えていきたいということをおっしゃったかと思うんですが、ソフト面についてももう少し考えていただけたらと思うんですが、現状としてソフト面でこういうところが利用される方から見て改善すべきじゃないのかなというふうに、どのように考えておられますか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 26年度において新しく予算化することもございますので、その時点で担当課のほうでいろいろ考えることがあるんだろうというふうに思います。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 なかなかいい答えはいただけないわけでありましたが、部長そういう今答弁ですけど、担当課いろいろと考えていっていると思います。ですから、それを具体的に今後もう少し形になったものを総務委員会等でお出しただいて、議員のほうにも情報を提供していただきたいと思います。

本町のホームページが全く悪いというふうには私は言うつもりはありません。結構努力は現状の中でされている部分はされているというふうには思っておりますけれども、先進のところと比べますとそうでない部分がありますので、今後十分改善をしていただくように言っておきたいと思います。

3点目ですが、保育サービスの充実を。

保育サービスの充実において、ここ数年本町は待機児童なしと言ってきました。

(1)今回石海保育園の定員を20名増やす要因をお尋ねしたいと思います。

私は、増やすことを悪いと言ってるのでは全然ございません。待機児童がないというふうに言っていたが、増やすということですから、どういうふうを考えて増やされる

のかという点をお尋ねしております。

(2)充実した保育を提供するため、今後どうすべきであるか。子育て家庭へのニーズ調査の結果がまとまっていなければ、この点は今後のこととしたいと思いますが、現状においてお答えできる点について御答弁をお願いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） まず(1)番目の御質問でございますが、まず待機児童の国の定義でございますけども、保育所入所待機児童とは、調査日時点において入所申し込みが提出されており、入所要件に該当しているが入所していない児童ということでございます。ただし、次の条件に該当する児童は待機児童には該当しないということで、該当しない項目が何点かついております。

このようなことから、太子町においての現状でございますが、希望の保育所に入所できていない方はいらっしゃいますが、他の入所可能な保育所には入園されていることから、待機児童はないとの報告となっております。

さて、石海保育園の増員についてですが、子ども・子育て支援法が成立し、入所条件の緩和等により、少なくとも現状より入所希望者が増加することが予測されたこと、また24年度で約160名おられる町外の保育所利用者の方のうち一部の方に対して考慮した結果、町内認可保育園で定員の増員を図れるところとして石海保育園の御理解のもと、同園での26年度よりの増員対応としたところでございます。

(2)番目の御質問ですが、昨年12月より実施しておりました子ども・子育てニーズ調査の分析結果が3月末に出る予定であります。最終的な需要量を把握した上で、充実した保育を提供するため、太子町子ども・子育て会議にて御審議をいただき、対処したいというふうを考えております。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 子ども・子育て会議でこれから議論されますが、それはもちろんそこで

議論していただくわけですが、現在においてニーズ調査で出てきた主なもの、これを今ここでどうこう言うつもりはございませんが、主なものはどういうものがございませうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 主なものといえますと、今私手元にはまだ報告書等はいただいております。今集計している段階としましては数字のみでございまして、その数字をこれから分析、クロス集計等やりまして、本来の本町で必要である需要量、この数字的なものを最終的に国のプログラムによって全国統一の需要量っていうような考え方でもって出していくというふうな作業になるかと思う。それが、3月末ということになります。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、現状ではなかなか出せない部分もあるようでございませうので、これはこの点にしておきます。

以上で終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次に、福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 5番福井輝昭。よろしくお願ひいたします。

暖かかったり寒かったりここへ来て不順な天候となっておりますが、梅だよりもちらほら咲きから5分、7分咲きと、一日一日春が近づいてくるような、そういうような便りが増えてまいっております。

それでは、最後の質問者として一般質問をさせていただきます。よろしくまたお願ひいたします。

太子町の農業について。

政府の農林水産業・地域の活力創造プランは、農業、農村の所得を今後10年間で倍増させるとともに、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村の実現を目指しております。内容については、輸出促進、食育の推進、6次産業化の推進、農地中間管理機構による農地の集積、日本型直接支払制度の創設等、これからの日本の農業のあるべき方向性を示して

おります。

また、2月22日から25日まで4日間わってシンガポールで行われましたTPP（環太平洋経済連携協定）交渉での閣僚会合で、米、麦等農産物重要5項目について関税撤廃を求める米国と関税保護を目指す日本とで合意には至らなかったが、内外ともに日本の農業を取り巻く環境は大きく変わろうとしております。一大転換期にあると言っているということなのです。

以下に太子町の農業政策、施策についてお伺いするものであります。

(1)農業は、担い手がないと成り立たない。そしてまた、次代へ継承していかなくてはならない。担い手の確保、新規就農者の確保について、どのような施策をとられているか。

(2)全国的に遊休農地や耕作放棄地縮減への取り組みがなされておりますが、その一つに当町でも行われております農地バンク制度があります。現在この制度の利用状況、また実効性はどうか。ほかに施策はあるのか。

(3)地産地消は言われて久しいが、学校給食への供給、また太子みその原料となる大豆の生産量、いずれも絶対量が少ないと以前言われておりましたが、現在はどうか。また、地産地消を推進していくために、どのような施策をとられておるか。

(4)生産、加工、販売といったバリューチェーンの構築による6次産業化は、政府の施策でもあり、当町においても取り組むべきだと思うが。

(5)都道府県に設置される農地中間管理機構は、農地の出し手から農地を借り受け、担い手など受け手に貸し付ける中間的受け皿である。これにより、担い手への農地の集積、大規模化、生産コストの削減等を図るとともに、耕作放棄地対策もある。太子町の農業において、この機構の果たす役割、実効性等についてどう考えておるか。

以上、お願ひいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、1点でございます。

担い手の確保、新規就農者の確保ということでございますが、現在太子町においては、担い手の確保としましては農業の意欲のある方への農地バンクを利用し、農地集積の促進などを実施しております。また、新規就農者の確保については、今年度太子ふれあい農業塾を開催し、新規就農者の掘り起こしや、新規就農の相談があれば、龍野農業改良普及センター、農業委員、農区長等の関係機関と連携し、就農相談に取り組んでおります。

2点目の農地バンク制度のことでございます。

農地バンクの2月末現在の利用状況としましては、農地バンクへの農地登録が37名、97筆、7万7,076平方メートル、約7.7ヘクタールとなっており、そのうち17筆、1万4,305平方メートル、約1.4ヘクタールが成約済みとなっており、担い手への農地集積や耕作放棄地対策への取り組みにつながっていると考えております。

3点目の地産地消で学校給食への供給でございます。

給食センターに納品した太子ふれあい市の野菜については、給食センターが必要とする絶対量には届いていないのが現状でございます。太子みその原料となる大豆につきましては、今年度休耕田活用事業補助金により4団体が栽培され、このたび仕込まれるみそは太子町産大豆100%となります。地産地消を推進していくための施策として、野菜についての生産量が少ないことから、今年度太子ふれあい農業塾を開催しました。その受講生の中から2名の方が太子ふれあい市に加入され、少しでも生産量が増えることと期待しております。

4点目、第6次産業化のことでございます。

国において雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工販売の一体化や地域資源

を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農山漁村の6次産業化を推進しています。この6次産業化は、農林漁業生産者が取り組むものでございます。加工所や販売所をつくりたいという御相談がございましたら、県を通じて国の補助制度を利用できるよう、全力を挙げて支援する所存でございます。

最後5番目、農地中間管理機構でございます。

農地中間管理機構につきましては、平成25年12月5日に農地中間管理事業の推進に関する法律が成立し、12月13日に公布されました。この法律は、我が国農業の構造改革を推進するため、農地利用の集積、集約化を行う農地中間管理機構を都道府県段階に創設するものでございます。

事例としましては、例えば高齢の方が農業経営からリタイアする際には、リタイアする方はまず県の第三セクターであるこの機構に貸し付け、機構は担い手ごとの希望を踏まえ、利用農地が集約化するように配慮して担い手に転貸しすることが可能になります。また、地域の担い手その間で分散、錯綜している利用権を交換したいときは、利用権の交換を希望する担い手それぞれがまず機構に利用権を移転し、機構は利用農地が集約化するように配慮して担い手に転貸し、利用権の交換が簡易に行えるようにします。また、農地を貸し付けたいが受け手がないとき、機構が農地を借り受けて適正に管理するとともに、機構は並行して借り受け希望者の募集等を進め、早期に農地としての有効活用を図ることが可能になります。

兵庫県におきましては、平成26年4月に設立されると聞いておりますが、具体的な事務については不明ですが、制度のとおり運用されれば、担い手が利用しやすいように利用農地を集約する手段としては有効であり、太子町においては必要な担い手が不足しており、先に答弁しました農地バンクにおいても登録面積に対して利用面積の割合が約1割という結果で、担い手の対象が県内に広がることに

よって利用農地が増える可能性があると思われます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 いろいろ大変な問題がここにあるわけですが、とにかく担い手ってというのは高齢化している。と同時に、そうなれば当然新規就農者が必要になってくるという、そういう状況が現在の状況ではないかなというふうに思っております。

先ほどの答弁の中で、太子ふれあい農業塾の話、これについては、そういうふうに2名の方がそこから太子ふれあい市のほうに入られるという非常にうれしい知らせ、これ私も関心がありました。「広報たいし」で周知され、そして8回ですか、やっておられます。つい2月24日までということで、やられておったようでございます。そういうふうに、これから農業に取り組んでみようかなという方が1人でも2人でも出てこられると非常にありがたいし、太子町のためにとっても本当にうれしい話かなというふうに思います。

それで、国としての方針もでございます。新規に就農したい意欲のある人には、国から年間150万円が支給される青年就農給付金、そういった制度もございますし、意欲のある人はこういった制度を取り入れる、また今も太子町さんがやられておる太子町のふれあい農業塾、そういったことも利用されるということですが、これ毎年やられますか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 来年度は、もう少し早い段階から始めまして、回数を10回ぐらいに増やしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 前は20人の募集ということでしたんですが、募集人数は変化ありますか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 20名の予定でしたけれども、結果27名の方が受講希望されたので、27名全員受講されております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 そのシステムで、増えていっていったらいいというのは、ありがたいなというふうに思っております。今後ともそういうふうに、太子町においても、担い手の確保、新規就農については、力を入れていただきたいなと思っております。それにつきましては、先ほど申し上げましたが、新規就農者の支援としては国のそういうふうな青年就農給付金制度がある、こういうようなことも「広報たいし」等を通じて、周知されたいかがかなと思います。また、そういうふうに新規就農される方におきましても、太子町においても、県、町、JA、農業委員会さんと一体となった支援制度、こういったことが望まれるかなと思いますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

次の遊休農地、耕作放棄地の解消対策、これも非常に悩ましい問題であろうかなと思っております。これにつきまして、大きなこの問題、これは何が要因なのかと。一番大きな要因というのが、全国農業新聞という御存じの新聞にも書かれておるんですけども、非農家による農地所有の増加、これによりまして相続後、権利移転登記をしないケースも多く、耕作放棄地の解消や担い手への利用集積に悪影響を及ぼしているというようなことで、その記載の中で、センサス調査による耕作放棄地が全国で39万6,000ヘクタールで、在村の非農家が所有する農地が18万2,000ヘクタールと半数近くも占めておるような状況でございます。それともう一つ、全国農業会議所の調査では、不在所有者分の耕作放棄地が8万ヘクタール、こういうふうに農地が活用されない非農家の方が非常に増えていると。相続において未登記だということ、これになると当然権利関係も複雑になってきますし、現場においても混乱が生じてきます。耕

作放棄地の解消には非常に難しくなってくると、そういうようなことが現状として上げられております。

ほかに、遊休化につきましては、農家の高齢化など、あるいは経営規模の縮小などもあるようでございますが、太子町さんにおいてもいろいろと、今先ほどは部長のほうからも話されました農地バンク制度、こういったことも実施して取り組んでおりますよというふうなお話もありました。全国的にもそういうようなことのいろんな取り組みはなされております。その中の一例として、農業新聞にも出ておりましたんですが、とにかく一つには、遊休農地を市が無償で借り上げて、市民にお貸しするというようなこともあります。

そしてまた、これも秋田県の農業会議のほうでやられておるんですが、看板の作成ということで、農地の手続済んでいますかというように標語、そしてまた農業用農地に関する相談は農業委員会です、それとか、農地は有効に活用しましょう、貸し借りの相談は農業委員会へってというように標語のそういった看板をざっと目につきやすいように立てるといったこういったこともある。私も余り意識はしませんでした、農地なんかは所有者になりますと、これは法律がありまして、2009年からは農業委員会へ届けなければなりません。だから、こういったことも、あと山林とかについては行政のほうに届けないかん的なことをこういったことを御存じない方も結構あるという、そういうようなことも言っておりました。かくいう私もそうで、申しわけなかったかなというようにもありますので。

そういうようなことは、地道な取り組みの中で耕作放棄地、遊休農地の解消をなされるように、また今後とも行政、農業委員会様にもお願いしたいなというふうに思っております。

次、地産地消で、今部長の答弁にありましたように、大豆のほうがほとんど太子町産で賄えるというふうなことで、うれしい話で

す。このうちの議員の中にも2名の方が大豆生産に取り組んで、たくさん生産されたようなことになります、それででしたら。よかったです。

学校給食については、やはり全体には少ないというふうなこともお話がありましたんですが、これも取り組み方として考えられることがあるんじゃないかなと思うんですけども、一つには絶対量確保するについて、地域の呼びかけなんかがあればどうかなと思います。この作物をこれぐらいの量が欲しいというふうな形で、例えばその作物を何件かの農家が一定量の収穫が見込まれる、また多くの農家が数量はまちまちだがその時期には全体を通じてかなりの収穫が見込まれる場合など、これから旬を迎えるタケノコとか、もう少し先でジャガイモ、また夏野菜、そしてまた米、大豆しかりであります、呼びかけに応じて使用量が学校給食に妥当なもの判断できる場合に、そういった場合は可能ではないのかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 24年度でございますけれども、給食センターに納品した野菜としましては、キャベツ、白菜、ホウレンソウ、大根を中心に1万729キログラム納品しております。また、それなりに量がある場合にはお困りですから、恐らくそういう方は太子ふれあい市なんかに出荷されているのではないかというふうに思いますので、その太子ふれあい市のほうから、こういった形で給食センターに納品されております。

また、参考に、太子みそについては1,099キロ、松尾のタケノコについては1,265キロ、太子みそとタケノコは給食センターで使用できる全量を賄えているというふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 そういうふうにして今太子ふれあい市のほうに力を入れていただいて、また会員の方も増やして、そして規模が大き

くなれば、安定的な供給ができるように思います。また今後ともよろしく願いたいなと思っております。

一つに地産地消っていうのは、これの推進は食農教育、食育、これにつながってまいります。また、それで地産地消が増えれば、当然遊休農地、あるいは耕作放棄地も、これも有効に活用されていくように思いますので、本当に今後積極的な取り組みをお願いしたいなと思っております。

それからあと、4番目の6次産業化、これが今後当町においても積極的に取り組まれるべきだなというのは率直な感想であります。6次産業化っていうのは、6次産業化法、そして6次化ファンド法って、そういったものの中で、これからますます取り組みやすくなってまいります。そのファンドでございますけれども、6次化ファンド法において構築される官民共同ファンドであります(株)農林漁業成長産業化支援機構やサブファンドによる出資や経営支援等、環境整備が現在進んでおりますが、市町村で6次産業推進室を設け、支援に動き出している自治体もこれまたあります。また、この機構のもとにあるサブファンドが、これも非常に積極的な取り組みをしようとしております。

生産から加工、そして販売という、こういうバリューチェーンの構築、これは本当にこれから大切になってまいりたいと思います。というのは、これからいろいろな産地ではブランド化がされてまいります。この太子町におきましても、太子イチジク、太子みそといったそういったブランド化が、これからいろんな商品としてブランド化されていきますが、流通する過程におきましては、この6次産業化というのはもうなくてはならないというような流通のものになろうかと思っておりますので、正面から町を上げて取り組んでいただきたいなと思っております。

もっと言いたいようなこともございますが、いろんな面で太子町さんも取り組んでおられますので——それと、最終的に6次産業

化において商品化されたものが、太子町内においてどういうところで販売されなければならないかという、そういったことがあります。スーパーさん、一般の小売店さん、いいですけども、町外から来られた方に一番目ざといの、全国でも行われております道の駅でございます。やはりそういったことがこれから大切ではないでしょうか。アピールする部分としてはそうだと思いますが、もしこれについてお考えがいただけるんだしたら、部長、お願いしたいと思っております。

○議長(橋本恭子) 経済建設部長。

○経済建設部長(堂本正広) 今議員のほうから話ありましたイチジクなんかもそうだというふうな形でおっしゃられてますけれども、イチジクにつきましては、生産をしてそれを販売するというだけで、6次産業には至っておりません。ジャムをつくってるのは、加工グループであったり、また違うところが加工しているということになりますので、生産者が加工をする。そして最終的に生産者が販売する。そういうことによって中間マージンがなく、また品質が安心して消費者にわたるといことでの6次産業でございますので、太子町においては今現在6次産業と言えるものは存在しておりません。

また、道の駅でございますけれども、太子ふれあい市での商品の数があの程度でございますので、当然道の駅をつくるほどの商品量といいますか入荷が見込めるわけでもございません。また、今言いますように、遊休農地がこれだけあるのでございますから、なかなかそれが活用されていないということからも、なかなか道の駅をつかってそこで販売をしていくというところまでには至らないかなというふうに考えます。

以上です。

○議長(橋本恭子) 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 今の答弁が現在の太子町の状況をあらわしているという、そういうようなことはわかります。しかし、太子町が、農業、あるいはいろんな産業をこれから活性化

させていく、そういったことにおいては、そういったものが必要だというふうな認識ではありますし、こういったことはあれですけども、現の旧庁舎の跡地、そういったこともこれから考えなければいけません。そういったこともありまして、今後課題として受けとめていただきたいなと思っております。

最後の農地中間管理機構、このできたばかりの法律、今部長のほうからお話しされましたが、昨年末に農地関連の農地中間管理機構関連2法案っていうのが成立して、いよいよこの3月、4月で施行段階というふうになっておりますが、先ほどの部長の答弁にもありましたので、当然太子町においても集積、集約化されていくんだということですが、貸し付けについての基準ということではちょっとお聞きいたしますが、現に農業者である場合に借り手として申請した場合に、貸し付けについて、借り手の農業の規模は貸し付けの決定基準となるのか、またあるとすればどれぐらいの規模なのか、それには年齢等も要件となるのか、これについておわかりでしたらお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 先ほどもちょっと答弁の中で申し上げましたけれども、これ県では26年4月に設立されると聞いております。また、その具体的な事務の内容については、まだちょっと不透明なところがありますので、お答えできないところがございます。例えば、太子町のほうで今募集してある農地バンクに登録されている方全てが、そのまま中間管理機構のほうへ登録できるのかどうかというようなこともまだ不明でございます。例えば、面積要件があるとか、そういったことが出てくるのか、またその場所によるのかとか、そういった細かい事務的なことについては、まだちょっと不明ですので、お答えできない状態でございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 中間管理機構の概要という

んですか、その事業、これが農地の借り受け、貸し付け、受け手が見つかる間の農地の管理、また必要な場合における基礎整備など、この3点がこの事業等を書いてあります、その管理事業の実施規程というんですか事業規程というのが農林水産省のほうから示されております。これも農業新聞のほうに出ておったものなんですけども、貸し付けについては私このように質問させていただいた部分についてはちょっと書いてなかったもので、それについてお伺いしたようなことなんですけど、またそういったことが明らかになりましたら、何らかの形でお知らせいただきたいと思っております。

もう一点、太子町の今も話出ておりましたが、例えば大規模化する可能性ってありますか、農地が集約されて。

○議長（橋本恭子） ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午後3時53分）

（再開 午後3時54分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然農地バンクに登録されてる農地が大変多くありますので、できればそういう大型化していただいて耕作していただけたら、非常にありがたいというふうには考えます。

また、営農組合につきましては、今太子町に4組織ございます。このほかに、あとこれ以外にもちょっと興味はあるというようなところもございますが、なかなか地域との合意がとれないので、進んでいないような部分もございます。そういうところについては、産業経済課のほうが自治会へ行きまして、そういう指導、協議などをさせていただいております。具体的にはどこということはお聞き上げられませんけれども、今後の農地の荒廃を危惧して何とか自治会でしたいと、営農組合までつながるかどうかわかりませんが、自治会としてはやっぱり何とかしていきたい

という自治会は幾らかは聞いておりますので、またそういったところでそういう営農組合が立ち上がるようになればいいかなというふうには考えております。

また、太子町においても認定農業者が今のところ5名おられます。また、今後担い手となる可能性のある方についても2名程度あるということで、そういう認定農業者につきましても、少しずつではございますが増えていってるという状況でございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 これから日本の農業が大きく変わろうとしております。本当にこの農地中間管理機構っていうのは、本当にこれから日本の農業が再生する切り札のように政府としてもとってしておりますが、これから大きく太子町の農業も変わっていくのかなというふうな思いであります。

それと、最後にですけれども、通告とは関係ありませんが、申しわけないんです。ちょっとこれは……。

○議長（橋本恭子） 済いません、新聞は……。

○福井輝昭議員 そうですか。

○議長（橋本恭子） はい、ちょっと。

○福井輝昭議員 いや、じゃあそしたらやめときます、これは。ちょっとお知らせしておきたかったかな思うだけで、わかりました。

そしたら、ここの理事の中で、香田部長なり神南次長、また上田局長、この3月末をもって退職をされる。非常に長い間、本当に御苦労さまでございました。また、上田局長におかれましては、議員になりまして議員のイロハからいろいろ御教授いただいた。改めてお礼を申し上げたいと思います。本当に皆さん御苦労さまでございました。

これをもちまして一般質問とさせていただきます。終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月5日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午後3時57分）